

令和6年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和6年6月24日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年6月24日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	政策企画課長	森下 友幸
財政課長	鈴木 俊久	税務課長	長野 了

住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

————— 一般質問

< 議事の経過 >

議 長	<p>(吉 筋 恵 治 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>それでは、日程に入ります。</p> <p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>通告の順番に発言を許します。</p> <p>6番、岡戸章夫君。</p> <p>質問は、混合方式です。</p> <p>登壇願います。</p>
6 番議員	<p>(岡 戸 章 夫 君) 6番、岡戸章夫でございます。</p> <p>通告のとおり、森町の小中学校の今後についてと町長室のリフォームについての2問を混合方式にて伺います。</p> <p>最初の質問は、森町の小中学校の今後についてですが、令和5年度の出生数は約60人と聞いております。</p> <p>この現状は、今後の学校のあり方に大きな影響が出ると考えま</p>

す。

そこでまず、町長に以下を伺います。

一つは、学区ごとの出生数はどのようになっているか、また、このような状況に対し、町長はどのように考えているか。

次に、教育長に以下を伺います。

一つは、直近の児童や生徒数の推移及び出生数等を鑑み、小中学校の再編についてどのように考えているか。

また、再編を考えるならば、今後のロードマップはどのようになるか。

次の質問は、町長室のリフォームについてです。

本年度より、企画財政課を政策企画課と財政課に分ける機構改革がなされ、それに伴い2階の一部のレイアウト変更がなされました。

これについては、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の機構改革関連経費として、私も必要性を認めましたが、日頃より予算が厳しいと話される中で、森町産材を使った町長室の壁のリフォーム自体は必要性がなかったと考えます。

予算審議の中で問いただせばよかったのですが、その審議が甘かったことも私も反省していますが、森町産材をアピールするのなら、庁舎の他の箇所を利用すべきであり、自らの部屋を優先したことは、自己満足に他ならないと考えます。

町民からも同様の声を聞いており、反省すべき点はないでしょうか。以上、2問よろしくお願ひします。

議 長
町 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ） 岡戸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「森町の小中学校の今後について」申し上げます。

一点目の「学区ごとの出生数はどのようになっているか」につきましては、森町で出生した子供について、健康こども課では母子保健事業で実施する健康診査や健康相談の対象児として、月ごとの人数を把握しております。

出生数につきましては、国の人口動態調査における1月から12月までの年次の人数とは異なり、4月から3月までの年度の人数を基に、母子保健事業を進めておりました。令和5年度の出生数は、53人でした。

学区ごとの出生数につきましては、森小学区は20人、飯田小学区は14人、宮園小学区は19人でした。

二点目の「町長はこの状況に対し、どのように考えているか」につきましては、まずは少子化対策として、現在実施しております子育て支援や移住定住に関する主な事業について申し上げます。

子育て支援といたしまして、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援事業、オンライン赤ちゃん健康相談、LINE子育て相談などによる従来の相談事業のほか、令和6年度から、更なる育児不安軽減の取組として、病気や気になる症状等を気軽に相談できる医療相談アプリを導入しております。

また、出産・子育て応援事業で、妊娠届出時、出産後にそれぞれ5万円を支給していることから、森っ子出産祝い金事業を森っ子就学応援金事業に発展させ、小学校、中学校、高等学校等に新入学する子供の保護者に対し、小学生、中学生には3万円、高校生等には5万円の支給を開始しております。

さらに、認可保育園の新規開園による保育の受け皿の拡大や、0から2歳までの第2子の保育料無償化を実施しております。

移住定住促進では、住もうよ森町新婚さん応援金交付事業や森町結婚新生活支援補助事業、森町移住者新生活応援金交付事業を実施しており、今年度から新たに集落×移住者マッチング事業として、特に子育て世帯を対象とした移住体験、空き家マッチングツアーを開始しております。

このように子育て家庭への経済的負担の軽減と子育て世帯の移住定住促進を図りながら、子供の成長に寄り添った子育てしやすいまちを目指しているところであります。

議 長
教 育 長

年々、出生数は減少しておりますが、その後に各年度ごとの子どもの人数がどのように増減しているかを見てもみますと、令和6年3月末時点で、令和元年度は出生数70人に対し89人に、令和2年度の出生数80人に対し91人に、令和3年度の出生数78人に対し89人に、令和4年度の出生数73人に対し84人と、いずれの年度も増加しております。

これは、他市町で出生するものの、ある年齢になると、森町に転入する人や、子育て世帯の転入による効果であると考えております。

引き続き、子育て支援策や移住定住施策を進めていくことが、少子化の対策として重要であると認識したところであり、マニフェストに掲げた施策を推し進めてまいりたいと考えております。

(吉 筋 恵 治 君) 教育長、野口和英君。

(野 口 和 英 君) 教育長です。

続きまして岡戸議員の「森町の小中学校の今後について」の教育長への御質問の一点目、「直近の児童、生徒数の推移、及び出生数等を鑑み、小中学校の再編についてどのように考えているか」につきまして私から申し上げます。

令和2年度の中学校、令和3年度の小学校の再編につきましては、平成30年度に町の方針「町の学校再編計画」を決定し、中学校については「近い将来中学校を1校に再編することを視野に入れ、まずは、喫緊の課題である泉陽中学校を森中学校に統合する。令和2年4月の実施を目指す。」

小学校につきましては「三倉小学校及び天方小学校を森小学校に統合する。令和3年4月の実施を目指す。ただし、今後の状況を見極めつつ、更なる再編を行う必要もあるが、その際には小学校及び中学校を併せた小中一貫校などの選択肢についても検討する。」 幼稚園につきましては「制度や保護者のニーズを見極め、幼稚園のあり方や再編について引き続き研究する。」との方針に基づき学校の再編を図ってまいりました。

先の町長答弁による学区ごとの出生数を基に今後の児童・生徒数の推移を鑑みますと、平成30年度の「学校再編計画」を、更に具体的な取組とするための検討を行う必要性が高まりつつあると考えます。

二点目の「再編を考えるならば今後のロードマップはどのようになるか」との御質問についてお答えいたします。

平成30年度の「町の学校再編計画」の決定に際しましては、各地区における意見交換会での意見収集や、各地域と学校との関わりの状況の確認、有識者を委員長とする「あり方検討会」での審議を通して、地域において学校が果たしている役割が、長い歴史と共に広く深く存在することを感じました。

そのような中におきましても、学校の主体である児童・生徒が他者との関わり合いを通して「人間として成長すること」に視点をあて、児童・生徒がお互いに切磋琢磨できる学習環境が確保できるよう、学校の適正規模を意識して方針を決定したところです。

教育委員会におきましては、今後の森町の学校再編に向けて、幼稚園、小中学校等の施設訪問を行い、各学校での学習の状況や環境を確認したり、教育委員会定例会後に協議会を設け、全国や周辺市町での学校統合における動きに係る情報やその背景にある各自治体の教育方針を確認したりして、学校再編の情報収集に努めているところであります。

今後の学校再編の検討の際は「町の学校再編計画」の方針に基づき、国や周辺市町の学校再編の動向や先の本町の学校再編の取組や考え方を踏まえながら「学校規模の適正化」の観点に留まらず、従来の分離型の小中学校の他、施設一体型の小中一貫校や施設分離型の小中一貫校、全国的に増えつつある義務教育学校等の学校教育のいろいろな体系の検討を含め、様々な視点から幅広い選択肢の中で、改めて学校再編の検討を進めてまいりたいと考えております。

今年度、幼稚園のあり方の検討を進めてまいりますが、この検

議 長
町 長

討に引き続き、教育委員会におきまして、森町の学校の子供たちを健やかに育てていくために必要かつ最適な学習環境づくりに向けて検討・研究を継続してまいります。

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 次に、「町長室のリフォームについて」申し上げます。

令和6年4月の機構改革につきましては、令和5年9月定例議会において、「森町組織条例の一部を改正する条例」及び、総額29,000千円の機構改革関連経費を盛り込んだ「森町一般会計補正予算(第6号)」を提案し、お認めいただきました。

この議決により、政策企画課と財政課の設置とともに、両課の執務室及び書庫等の整備、町長室、副町長室、そして応接室の改修を進めてまいりました。

今回の機構改革の目的を改めて申し上げますと、多様化する行政ニーズに対応し、町民が「住み続けたい」と思える「森町づくり」を進めるため、シティープロモーション・DXを推進する部署を新設し、体制の強化を図ったものでございます。

また関連して行いました整備につきましては、課の新設による執務室増加等に対応するため、レイアウト変更等を行うとともに町長室・応接室の改修を実施いたしました。

その意図といたしましては、機構改革の目的を達成することであり、シティープロモーション活動を強化し、町民が町に誇りや愛着を持つシビックプライドを醸成していくことで、町民自らが住み続けたいと願っていただくことや森町に潜在する魅力を外部にも理解していただくことで、人口減少対策の一助とすることにあります。

さらに、情報の発信として、発信力のある訪問者との面会や、マスコミとの懇談を町長室及び応接室で行う際、森町産材やFSC認証材を利用した空間において、森町産材及び森町の特産品や遠州の小京都等のトップセールスを図ることを主眼に置いている

ところであります。

その上で、議員御指摘の「予算が厳しいと話される中で森町産材を使った町長室のリフォームは必要性がなかったと考える。」につきましては、今回の森町産材を使った改修は必要であったと考えております。

まず、財源の面で申し上げますと、林野庁が公表している「森林環境譲与税の取組事例集」にも公共施設等への木材利用事例が取り上げられておりますとおり、今回の改修における森町産材利用につきましては、その財源に森林環境譲与税を充てさせていただいております。

また、森町産材を利用した改修につきましては、森林面積が約71パーセントを占める当町では、森林は森林資源としてだけではなく水資源や環境面、観光資源としても重要な町の資産であると考えております。

この資産を保全するためにも、適正な管理とともに生産される木材が有効的に活用されるような取組が重要であり、そのトップセールスのためにも今回の改修は必要であったと考えております。

また、今回の改修が行き過ぎと思われる理由として、贅沢^{ぜいたく}な改修であると判断されているのではないかと考えられますが、出来栄えが素晴らしいと評価していただいていることは、まさに今回の改修の目的に沿ったものであると感じるところであります。

森町産材を使った改修は、ベニヤ板や合板材に比べれば多少費用はかさむと見込みましたが、今回の改修では経済的に改修することができました。

また、財源として森林環境譲与税を充当していることに加え、出来栄えの良さが輝き、セールスポイントとすることができるかと考えております。

また、「森町産材等をアピールするなら庁舎の他の箇所を利用すべきであり自らの部屋を優先したのは自己満足に他ならないと

考える。町民からも同様の声があるが、反省すべき点はないか。」
でございますが、常に施設等の改修整備の機会には、森町産材の
利用を検討するなど、取り組んでいるところでございまして、今
回の町長室、及び応接室につきましても、検討の結果として森町
産材を利用したものでございます。

こうした点からも、今回の改修目的は明確であり、改修後の来
訪者等の反応につきましては、期待どおりであり、反省すべき点
はないと考えております。

今後における森町産材の利用につきましても、ただいま申し上げ
ましたとおり、施設整備等の機会にはその都度利用について検
討し積極的に利用を進めるとともに、その財源として森林環境譲
与税を活用してまいりたいと考えております。

その上でなお、反省点を問われるのであれば、町民から自らの
部屋を優先したのは自己満足だと思われてしまっていることであ
ります。

そのような声を受けているのであれば、今回の改修の目的を改
めて御理解いただくとともに、シビックプライドの醸成を図るこ
とに加え、町長の私自身が積極的なトップセールスを実施し、森
町の魅力をさらに発信し続けることで、十分な成果が出るように
努めてまいりたいと考えております。以上申し上げます、答弁
といたします。

議 長
6 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) それでは再質問をさせていただきます。

まず、最初の学区ごとの出生数ですが、飯田小学区・宮園小学
区・森小学校区、それぞれ20人、それから20人を下回ってきてい
るということで、大変懸念されます。

おそらく劇的な変化がない限り、今後も森町の出生数は、この
くらいの推移かなと思われまます。

令和5年9月議会の全員協議会のときに配布されました第2期
総合戦略の進行状況の資料を見ますと、基本目標の1の「ひと」

を育む」における基本指標には、出生数基準値が令和元年の70人から令和7年には100人を目標とすると書かれております。

しかしながら、既にこの目標は達成できないのではと思われま

す。

ですので、先ほど町長からも話がありましたように、もちろんこの目標に向けて様々な施策をとってこられたとは思いますが、そうは言っても、森町の現状がこうであることはとても残念であると同時に、一層の危機感を持って、更なる何らかの手を打っていかないと、森町の存亡に関わってくるのではないのでしょうか。

そこで町長の考えを伺ったのですが、以前我々も予算審議等で伺ってる内容の説明でありました。

町長のこの3期目の肝いりの政策はリノベーションということであり、これを否定はしませんけれども、この現実を見るとやはり真っ先に取り組まなければいけないのは、この出生数をアップすることではないでしょうか。

ですので、この出生数に対する取組を、先ほども説明ありましたがけれども、更なる新たな取組みを再考する考えはいかがでしょうか、町長に伺います。

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 岡戸議員の再質問にお答えをいたします。

出生数をアップするための新たな取組は考えているかということですが、岡戸議員も触れられました今年2月の町長選挙におきまして、私が掲げさせていただきましたマニフェスト、公約の中で子育て・教育を充実という項目で保育園保育料を0歳から2歳以上対象に第2子以降を無料とし無償化拡充、また森っ子の健やかな成長を願い、就学応援金を支給というような2項目を挙げさせていただいておりますが、これについては、先ほどの一度目の答弁で申し上げましたように既に今年度から実施をし、取組を進めているところでございます。

議 長
町 長

議長
6番議員

先ほど出生数とその後の児童数、子供の数の増減についてもお答えをさせていただきましたが、このような成果が出ていると考えております。

そして今年度新たに取り組んでいる事業については、6月時点でなかなかその進捗を評価するということは難しいと考えておりますので、まずは現在、取組を開始した事業についてさらに推進をしていき、その結果について検証しながら次にどのような取組を行っていくか、検討を進めてまいりたいと考えております。

決して現在行っていることが、最善で全てであるとは考えておりませんので、この事業の成果を確認・検証しつつ、次にどのような施策を打つべきかについて検討を進めてまいりたいと考えております。

(吉筋恵治君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) よく言われるように政治は、やはり結果です。

厳しいことを言いますが、あれをやりました、これやりましたは、実績ではないと思います。

やった結果どのように数値が上がったかというのがやはり実績かだと思います。

出生数を増やすというのは簡単でないことは、もちろん百も承知です。

考え方の多様性や様々な要因があると思いますけれども、ただ一つ例を挙げると、三倉の山間部に中村町内会というところがあります。

世帯数がわずか18世帯、人口60人の小さな町内会ですけれども、中学生以下の子供が現在13人いて、平均年齢が約47歳、高齢化率約28パーセントというこういう町内会もあるわけで、我々議員としても当然努力はしますが、出生数低下に対する施策のこういったところも参考にさせていただき、早急に見直しをお願いしたいと思います。

そこで、今現状を確認したということで本題に入りますけれども、この出生数は今後の森町の小中学校のあり方に大きな影響が出ることは間違いなく、教育長よりこれまでの経過と今後の考え方を概略をお伝えいただきました。

まず、誤解のないように、私は今回再編が必要なのではとやっているわけではないですし、あおっているわけでもありません。

その方向性を確認したいということでこの質問をしているわけで、仮に町長がいや再編はしないと、そのために何が何でも出生数を増やしていきます、子育て世代の移住者を増やして、現状を維持していくから、このままで安心してくださいとおっしゃるならば、この議論はこれ以上する必要はなくなると思います。

ですので、先ほど申し上げたように方向性を確認しているので、その点、学校の今後について町長としてのお考えはいかがでしょうか。

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 再度私への御質問でございますが、まず岡戸議員から中村町内会の様子について御説明をいただきました。

森町の中でも中村町内会の取組は特筆すべきものだと考えております。

昨年、森町を語る会で移住者の皆さんと移住者を受け入れていらっしゃる町内会の代表者に登壇していただき、会を行いました。

その中でも中村町内会の方は移住者の受入について、積極的に取り組んでいるというお話がありました。

また、御自身も30年ぐらい前に移住された人であるということ、そのような中村町内会の取組はそうした元々の住民の人の受け入れる体制と移住される人が積極的に地域に溶け込もうとされているその姿が、非常に良い形を表しているものだと考えておりますので、町といたしましても、先ほどの最初の答弁でも申し上げましたように、今年度移住者と集落のマッチング事業というも

議 長
町 長

のを実施いたしまして、そういった町内での成功事例を他の地域にもお知らせをしていくということと、その事例から学ぶことができることを町の施策にも取り入れていくということで、取組をさせていただきたいと考えております。

また、森町を語る会の席上で、中村町内会の代表者がおっしゃっていたのは、行政の取組も支援として有効であるので、引き続き移住定住促進について政策を進めていただきたいという御発言もありましたので、そこでは地元町内会の御尽力・御努力だけでなく町の施策も効果を発揮していると言えるかと思っておりますので、そういった事例を捉えながら、今後も移住定住促進については、進めてまいりたいと思っております。

それから学校再編の問題ですけれども、現状維持ができるならば必要がないのではないかと、そういった議論も必要がないのではないかと御意見でございますけれども、教育現場は教育委員会、教育長が主となって教育行政を実施をしているわけですが、総合教育会議という場において組長と教育委員会との協議の場が設けられております。

そういった場におきましても、前回の再編についてもその場で協議、意見交換し、審議を深めていったわけでありましてけれども、これからも現状に満足するのではなく、森町の子供たちにとってどういう教育環境がより良いのかということをも第1に考えながら、学校再編について状況及び必要に応じて検討を進めたいと考えております。

議 長
6 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 私も三倉小学校、天方小学校それから泉陽中学校が再編されたときには、それに議員として関わっていて、地域や子供たちは大変な思いを乗り越えてきた経緯があります。

そういったこともあって私もその総合教育会議については御承知のとおり毎回傍聴させていただいて、皆さんの審議内容は聞かせていただいております。

また、教育委員会定例会の議事録も全部読ませていただいております。

そういった統廃合と再編について経験した者からすると、結果的に三倉・天方地区の子供たちが元気に通学している姿を見ると、良かったなという思いもあります。

ただ、そこに至るまでの当時の進め方については、多く反省すべき点があったかなと思っています。

そういった経過を経験してきた者として、仮にさらなる再編を進めるならば、一層の配慮や慎重さが求められるものだと思います。

特にあり方検討という話も少し出てたと思うのですがけれども、経験した者としてこのあり方検討会の中で、いろいろな声を聞いていくと、なかなか收拾が難しいというところがあります。

いろいろな考えを持った人がもちろんおりますし、その人が地域であったり、その所属団体の代表というわけでもないのに、その検討会に出られた人も非常に責任を負うというようなところもあったりして、そういったことも踏まえてきているので、今後、もしどのような形で進められるかはまた議論が必要かと思えますけれども、そういったときにはやはりいろいろな慎重さ、配慮をお願いしたいなと思えます。

そこで、その進め方の一つとして、例えば校舎はここに作りますと、体育館やグラウンド、プールはこんな感じになります、部活動や通学方法はこうしていきます、教育方針はこうやって進めていきます、だからこれからも安心してください、安心して未来を描けるプランを最初に町から示していただいて、それについて意見を募るといような形の方が良いのではないかと僕は考えるのですけれども、教育長、その辺はいかがでしょうか。

(吉 筋 恵 治 君) 教育長、野口和英君。

(野 口 和 英 君) 教育長です。

ただいまの岡戸議員の再質問にお答えしたいと思います。

議 長
教 育 長

学校のあり方検討につきましては、議員おっしゃるとおり、本当に様々な御意見をいただきまして、大変な産みの苦しみを当事者の皆さんは、お感じになったと認識しております。

私も現場におりまして統合してきた子供たちを見ていろいろな不安を感じましたけれども、その後、議員のおっしゃるとおり、元気に学校生活を送ることができて本当に良かったなと思います。

ただ、そうは言うものの、なかなか大変な問題もあることは事実ですので、今後学校再編という必要が生じた場合には、やはり議員のおっしゃるとおり、ある程度こちらのプラン、ビジョン、ゴールというものをお示しして、その中であり方検討会、あるいは場合によっては住民の皆さんからパブリックコメントを求める方法もあるのかなと思っております。

やはり子供たち、あるいは地域住民が学校再編によって、明るい未来があるというような形を、こちらとしては何とでもお示しをし、そして慎重にあり方の検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長
6番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) ぜひお願いしたいなと思います。

それからロードマップについても、具体的なものはまだ難しいのかなと思って聞いておりました。

例えば、これもちょっと先走った話かもしれませんが、校舎や体育館を建てましょうといったときに木材、それこそ森町産材を使った素晴らしい建物にしたいというような話が出たときに、急に話が進んでもその材料というのは、御承知のとおり用意できないと思います。

やはり森町産材を使うのであれば、山から切り出して、製材して乾燥して、構造材にするのであれば集成材にするとか、ある程度相当量を確保するための期間がやはり必要ですので、ちょっと先の話かもしれませんが、そういったあらゆる角度から見

ていただいて、そういったところは考えていただきたいなと思います。

今日は方向性を確認させていただくことが主旨でしたので、今後については町を挙げての議論が必要かと思えますけれども、何より大切なのは町民との信頼関係だということを忘れないでいただきたいなと思います。

今後も経緯を見守らせていただきたいと思えます。

次に移ります。二つ目の質問です。

町長室のリフォームの件ですけれども、私も森町産材を使うなど言っているわけではないですし、むしろ積極的に使ってアピールしてほしいと思ってますし、日頃、森林組合さんや建築関係の人とそのような話もしているところです。

ただ、冒頭質問したように、町長室は一番最後でいいのではないかなと、そういうのが私の町長室に入って一番感じたことです。

ですので、レイアウト変更やOA機器の整備などは当然必要でしょうし、プロモーション用パネルも必要だと思うし、そういったところは異を唱えるところはないですけれども、ただ、壁まで張り替える必要があったのかなというのが率直な感想です。

冒頭にも言いましたように、森町産材をアピールするならまず自分の部屋、町長室ではなくて、例えば受付のカウンターのところ、腰板のところあたりを全部森町産材を使って、町民やすぐ訪れた人が目につくようなところを優先してほしかったというところです。

答弁にありましたようにPRに使っていくと、来客に宣伝していくという話ありました。それはごもつともだと思いますし、そういった答弁をされるのかなというのはもちろん想像しておりました。

ただ、この金額が多い少ないに関わらず、まず町民のために使って、その次に職員の実環境整備、それから最後に自分のことだと僕は思っています。

例えば、船の船長さんや飛行機のパイロットさんを見ても、何かあったときに乗客を真っ先に避難させて、その次に、乗組員や乗務員で、最後に船長とか機長というのが暗黙の振るまいであろうかと思えます。

例えがこの有事のときと違うかもしれませんが、自分のことより町民の見えるところ、確かにいろいろなところでも使っているのは私も見てますから分かりますけれども、そこがちょっと残念だったなと思って今回質問しております。

改めて町長、先ほどは全然反省すべきところはないということと言い切られましたけれども、私はそんな感想を持ったので、それに対してどうお考えですか。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 町長室のリフォームについて再度の御質問でございますが、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、まずは町民のため、そして職員の環境整備のため、自分のことは最後にすべきという御意見でございますが、まず岡戸議員も森町産材について積極的にアピールすべきというお考えであることは、今理解をいたしました。

しかしながら、町長室は一番最後にすべきということでございますけど、この町長室を一番最後にすべきというのは、それは町長が自分のことだから最後にすべきという御趣旨でよろしいのか、そう解釈をして答弁をさせていただきますが、まず今回、機構改革に伴って、リフォームする必要があったということ、それはこれまでの町長室について岡戸議員も御存知だと思いますけれども、町長の執務机の後ろに飾り棚があって、そこに森町の焼き物などを展示をして、PRをするというように用いております。

そして、町長の執務室と同時に応接室、あるいは打合せの場としての使用するというので、ソファのような高さのテーブルと椅子が配置をしてありました。

しかし、実際にそこで打合せをしますと、元々ソファとして

の機能ですので打合せをするには不適切な高さであるということから、今回DX・シティプロモーションということ掲げてのリフォーム・機構改革でありますので、この期にそのところも打合せのしやすい町長室にリフォームしようということで、私の執務机の背面にあった飾り棚を除去いたしました。

壁に作り付けのものでしたので、それに伴ってその壁面も剥がさなければいけない、壁を張り替えなければいけない、そういう事態になったときに、そこにどのような壁面にするのかを検討した際に、森町産材を使ったらどうかということで検討し、決定をいたしました。

それでは、その1面だけでいいのかということ考えたときに、やはり他の2面の壁面も森町産材を使ってよりPRする方がよいのではないかとということで、森町産材を使ったわけでありす。

私は、町長室は自分の部屋というようには考えておりません。当然私が主に使う部屋ではありますが、そこでは毎日職員との打合せも行いますし、また来訪者があれば応接もありますけれども、ある程度の人数になれば、町長室で来訪者と面談することもありますし、様々な記念写真を撮ったりとかそういうことも想定をして、バックパネルも常設のものを設置している。

そういう意味では、町長室は町長の部屋ではありますが、それだけではなく全ての職員の部屋でもあり、また言ってみれば全ての町民の部屋でもあります。

ですので、まずリフォームをしなければいけないということに対する対応として、森町産材の利用を町長室で利用したということで、これは意図的に町長室を森町産材を使うためにリフォームをしたわけではないということは御理解をいただきたいと思えますし、今後必要ないものをリフォームする考えはありませんけれども、リフォームが必要となったところがあれば森町産材の活用・利用について検討してまいりたいとそのように考えているとこ

ろでございます。

そういったことが、今、岡戸議員の御発言にあるように御理解をいただけていなかったとすれば、その点は反省すべき点であると1回目の答弁でも申し上げましたけれども、改めてそのように申し上げさせていただきます。

議長
6番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 趣旨は分かりました。

ただ、私がなぜもやっとしてるかという、ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、昨年耳にしたことですが、一宮幼稚園の園児たちが園田幼稚園との交流ということで、園田幼稚園まで行こうといったわけですが、その際予算的なものでバスもチャーターできない、タクシーの送迎もできないということをおかれて、小さな園児たちが2キロメートル以上の道のりを子どもの足ですので40分くらいかけて行きましたという話や、つい先月の話ですが、森小6年生の子たちが体験学習で天方・三倉方面に来たわけですが、今年はその6年生の児童数が多くてバス1台では乗りきれず、本当はバス2台をチャーターしたかったのだけれども、これも予算がなくて1台でピストン輸送せざるを得なかった、当然その間2台目子供たちは待っていないかならなかつたわけですが、そんなことも聞いております。

いずれも予算がなくて対応に苦慮したと僕は話を聞いていますけれども、まず間違っていないかの事実関係を健康こども課長、それから学校教育課長に伺います。

議長
健康こども
課長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝 比 奈 礼 子 君) 健康こども課長です。

岡戸議員のただいまの御質問にお答えします。

一宮と園田幼稚園の交流につきまして、昨年度交流したということは存じ上げておりますが、その際に予算がないとか車の手配ができなくて歩いて行ったということについては、事実を確認し

議長
学校教育
課長

ないと分からないので、この場ではお答えできません。

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの岡戸議員の御質問でございます。

森小学校における課外授業における交通手段の確保についてでございます。

例年、各学年ごと必要な課外活動におきまして、移動手段としてバス借上料を計上してございます。

今年度につきましては人数、やはり学年の人数によりまして、毎年必要なバスの台数というのも変わってきます。

6年生におきましては大型バス1台にするのか、もしくはやや小さめ中型もしくはマイクロバスを併用するような形で移動するのかというような検討もございますので、1年生から6年生まで全ての移動を鑑みて予算計上し、その中で予算との調整によって実施するというようなことで実施をさせていただいている次第であります。以上です。

議長
6番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) なぜ触れたかという、平日頃から非常に財政は厳しいという話は、いろいろなところで聞いております。

そういった中で、今回そういったリフォームの話と比べるというわけでもないですけども、話を見たり聞いたりするとどうもちょっと、もっと子供たちのために予算は使ってあげるべきじゃないかなと思ったので、そういう話をここでしています。

確かにリフォームについては森林環境贈与税を充てているのでその出所は違うという話になるかもしれませんが、そうはいっても町全体の財布ということでいえば、やはりそういうところにもきちっと、先ほど子育て支援の話をいろいろ施策としては出てますけれども、そういった日頃のちょっとしたところのケアも僕はしてほしいなと思います。

ですので、そういったところと聞いている話とその町長室のリフ

ホームの話と、頭の中でそれはどうなんだろうという思いが非常に高くして今回質問してるわけです。

確かにそういう小さいことをいちいち言うなという声もあるかもしれませんが、またもう一つの見方として、今後町内会からここを改修してほしいとか、こういう備品が欲しいとか要望があったときに、予算が厳しくてできませんと一概に言いづらくなるのではないかなと僕はちょっと思います

理由は置いておいて、町長室の部屋も綺麗にしたのなら、うちの公民館も直してよと、イベントや行事で来客がたくさん集まるから、同じように自分のところも直してくれないかという要望があったときに、なかなか断りづらいのではないかなと思います。

予算が厳しいのでそれはできませんというようなことも出てくるのではないかと思います。

各課でいろいろな事業をこれからやっていきたいというときに当然査定があって、全部要望が通るとは思いませんけれども、そうしたときに、ひょっとしたら課長さんだって本音はそっちに回すならこっちの予算つけてよという思いがあるのではないのでしょうか。

実際には言えないかもしれませんが、そういうときに、それとこれは別だから一緒にしないでくれという見方もあるかもしれませんが、僕はそういったところもあわせて非常に不安に思います。

それは考えすぎだと町長は思われるかもしれませんが、そういった全体のバランスを考えたときに、町民にきちんと説明できる、今言ったことが説明にはもちろん当たるとは思いますけれども、そういった影響があるということは、町長として頭に浮かばなかったのでしょうか。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) まず申し上げるまでもないことですが、町が事業を行うについては、まず予算を確保します。

先ほど幼稚園の交流と小学校の課外授業の件も例に出されましたけれども、担当が事業として計画をしているならば、当然当初予算で計上します。

そこで、予算査定を行った上で議会に提案し、お認めいただいた上でその予算は執行するようになります。

ですので、先ほどのお話、幼稚園と小学校の例を出されましたけれども、これについては、どのような事業を計画して、どのような予算要求をしていたのか、そのことを今この場では確認できないところもございますので、申し上げられないところもありますが、町の予算執行については当然予算としてまず議会にお認めいただいた上で、その予算の範囲内で事業を執行するというのが大原則でありますので、そのことは今更でありますけれども申し上げさせていただきます。

そして、町長室のリフォームにつきましても予算計上し、役場内での査定を経て、議会にも提案をさせていただき、御審議をいただいた上で可決をいただいております。

今回のリフォームについて、予算が少ない、厳しいという中で、必要以上のリフォームではなかったかという御主旨の御質問かと思っておりますけれども、議会でお認めいただいた予算の範囲内で、より事業効果のある方法を選択し、実施した結果でありますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

そして、町が行う事業については、多方面・広範囲に渡っております。

その中で当然予算配分も行っていきますし、そのやるべき事業の目的が達せられるように、必要な予算については計上させているという考えておりますので、そこで町長室があんなに綺麗になったんだから、公民館も同じようにやってもらいたいというのは、少し御説明をさせていただければ、御理解をいただけることではないかなと思っております。

公民館の改修、あるいは備品の購入についても補助制度を設け

ておりますので、その補助制度に沿って申請をしていただければ、当然審査はありますけれども、審査に合致すれば、それは予算を配分してございますので、補助をさせていただきます。

また、当初予算でお認めいただいた予算額以上に申請がなされるならば、それはそれでまた議会に補正予算をお願いをして、お認めをいただければ、執行していくこととなりますので、そこはそういう仕組みを全ての町民の皆さんが御理解されているとは思いませんけれども、少なくとも議員の皆様におかれては、そのことは十分御理解をされていることと思いますので、課長が自分がやりたい事業について、提案できないということはないと私は考えておりますので、ただ、査定の上でその必要性・緊急性・重要性等について他のものよりも劣るとを考えれば、その事業については見直しをするか、翌年度以降に繰り越すかということで、対応させていただいているということも御理解をいただきたいと思えます。

議 長
6 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 予算の仕組みについては、私ももちろん承知はしておりますけれども、ただ町民の感情としてそういうところがあるのではないかなど、町民の全ての人がそう思っているわけではないのは当たり前ですけれども、そういったところにそういった感情を持たれてしまうのは町長にとっても、得なことではないということを感じております。

これまで僕としては苦言のような形で今話しましたけれども、やはり太田町政 3 期目がスタートしたばかりですので、何はともあれ町長に頑張ってください、この森町をより良くしていただきたいというのは、僕もそういう思いがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、さっき言ったフロアのカウンターのところに F S C 材を使うことを検討していただけないでしょうか。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 岡戸議員からの御提案でございますので
検討をさせていただきます。

ただ、実施するかどうか検討結果については、今この場でお約束
はできませんので御了解いただきたいと思います。

議 長 (吉筋恵治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時31分 ~ 午前10時45分 休憩)

議 長 (吉筋恵治 君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番、加藤久幸君。

質問は、混合方式です。

登壇願います。

7番議員 (加藤久幸 君) 7番、加藤久幸でございます。

私は先に通告した2問について、教育長に質問をいたします。

一つ目の質問です。

学校現場での不登校要因は、文部科学省の2022年度の調査によると、
問題行動・不登校調査では、全国の小中学校で不登校の児童・生徒は、
21年度から5万人以上増の29万9,048人となり、過去最多を更新した。

2022年度に不登校を経験した小中学生や担任らに要因を尋ねたところ、「いじめ被害」「教職員への反発」の項目に該当すると回答した割合が、
学校側は子供側よりも20ポイント以上低く、認識に大きな差があることが文部科学省の委託調査で分かった。

学校側が子供の状況を十分に把握できていない実態が浮かび、重大ないじめを見逃している可能性もあると考える。

町での実態と認識、今後の取組について伺う。

二つ目でございます。

小中学校でのスクールロイヤーの活用について、教員の負担軽減のため、
学校が抱える問題に法的助言をする弁護士スクールロイヤーの幅広い活用を
求める通知を文部科学省は全国の教育委員会に出した。

いじめや虐待など問題が複雑化する中、学校現場が法的根拠に

議 長
教 育 長

基づいて対応するため、「スクールロイヤー」を配置する教育委員会が増えていく。

今後、町で導入する考えはあるか。

以上2問、お伺いをいたします。

(吉 筋 恵 治 君) 教育長、野口和英君。

(野 口 和 英 君) 加藤議員の御質問に私、教育長からお答えいたします。

初めに「学校現場での不登校要因は」との御質問について申し上げます。

まず、文部科学省では不登校を「病気や経済的理由以外により年間30日以上欠席すること」と定義しております。

議員御案内のとおり、令和4年度に文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果、全国の児童・生徒の不登校児童・生徒数が約10年間で倍以上に増加していることが公表されました。

この背景には、コロナ禍による臨時休校やさまざまな制約によって「生活リズムが乱れやすく、交友関係を築くことが難しくなり、登校意欲が湧きにくい状況だった」という分析がされております。

森町における令和5年度末の不登校児童生徒数は、児童18人、生徒24人で全校児童・生徒数の3.4パーセントとなり、全国と同様に年々増加傾向にあり、特に近年、その増加が顕著になっております。

不登校の理由は「家庭に係る状況」「無気力」「不安」「学校における人間関係」「いじめを除く友人関係」など様々であり、これらの要因が複数絡まって不登校という形で現れるため、原因を特定して対応することは難しい状況であります。

各学校におきましては、日々の学校生活において児童・生徒の状況を観察し、児童・生徒の変化にできるだけ早い段階で気づき、適切に対応することが求められます。

気持ちが落ち込んでいたり、不安定であったりするなどの現れを確認した場合は、学校での友達との関係や教諭との関係を更に注意深く観察したり、場合によっては担任教諭が電話や家庭訪問により家庭での児童・生徒の生活の様子を伺ったり、スクールカウンセラーと児童・生徒の情報を共有したりして児童・生徒の抱える問題の解決に取り組んでおります。

また、児童・生徒が学級での学校活動に抵抗感をもつ場合は、校内の支援室や保健室などに場所を移して学習指導や精神的な支援を行ったりして、学習面だけでなくメンタル面での不調や心配事を軽減するようサポートを行っております。

教育委員会におきましては、平成30年度から教育支援センター「わかば」を開設し、登校に抵抗感がある児童・生徒に対して、学習活動だけでなく児童・生徒同士の交流活動や体験活動等を通して友達や支援員との信頼関係や人間関係を構築できるよう支援を行っております。

令和5年度は小学生8人、中学生9人が「わかば」に登録し、学校や家庭との連絡・協力のもと、学校とは違う居場所で社会的自立に向けた活動を行っております。

また、議員の御質問にもございます「不登校要因について児童生徒と学校に認識のズレがある」との調査結果につきましては、この報道を受け、園長校長会にて改めて日常の児童・生徒との関係づくりを見直すと共に、校内でのアンケート調査等には子どもたちの本音が必ずしも完全には反映されていないことを認識した上で、児童・生徒の日頃の観察を丁寧に行うよう周知徹底したところであります。

本年度、児童・生徒各自が利用しているタブレットに「メンタルログシステム」を導入して、日々の健康観察や不安感についてリアルタイムで教諭に相談できるシステムの導入を予定しております。

この新たな取組によって、今まで以上に児童・生徒の心身の変

化を敏感に捉え、児童・生徒と教諭との意識のずれを少しでも解消する取組としたいと考えております。

近年増加している不登校の課題につきましては、児童・生徒を取り巻く学校、教諭、友人、家庭等広く多くの人や組織との関わりの変化の中での表れであると感じております。

教育委員会といたしましては、必要に応じて、地域とともにある学校を目指し、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティスクール・学校運営協議会と連携をとりあい、児童・生徒の学校での状況を御家庭や地域と共有を図りながら、大きな課題となっている不登校の課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に「小中学校でのスクールロイヤーの活用」について申し上げます。

小中学校におきましては、近年増加している不登校をはじめ、学校生活の中で大小様々な問題が発生しています。

こうした問題を早期に解決することや、より大きな事態に陥ることを防ぐことを目的として、スクールロイヤーを活用した取組が進められています。

静岡県教育委員会と静岡県弁護士会は、令和元年に協定を締結し、法律の専門家であるスクールロイヤーを活用して、小中学校におけるいじめの予防教育の推進支援や生徒指導上の諸問題の解決支援を行っております。

静岡県教育委員会では、この協定に基づき「静岡県公立小中学校及び義務教育学校におけるスクールロイヤー活用事業」を実施して、市町教育委員会の生徒指導担当者連絡会議における講義、いじめ等に係る法律相談、児童・生徒を対象としたいじめの防止に関連する授業、教職員を対象とした市町教育委員会が主催する研修会等への講師派遣などを行っております。

令和5年度の静岡県における「スクールロイヤー活用事業」の実績につきましては、面談・オンラインによる法律相談が31件あ

り、その内容といたしましては保護者等への対応、学校事故・校納金対応、いじめ、その他と幅広い相談内容となっております。

また、研修会への講師派遣等については13回の実施がありました。

本町におきましても、この事業を活用してスクールロイヤーとのオンラインによる法律相談を実施しております。

この他、教育委員会と弁護士との関わりにつきましては、町が契約をしている顧問弁護士に相談できる体制を整えるとともに教育委員会におけるいじめ防止対策として「森町いじめ防止等対策推進委員会」を設置し、構成する委員の中で法律の専門知識を有する委員として弁護士に参画していただいております。

この委員会の大きな役割は、いじめの重大事態が発生した際、教育委員会の付属機関として調査をいただくことであり、委員である弁護士はスクールロイヤーとしての立場ではございませんが、委員会の協議の中で森町の学校でのいじめの状況について情報共有をしながら参加をしていただいております、法的側面の専門家として大変心強く感じているところであります。

今後も、静岡県教育委員会の実施している「スクールロイヤー活用事業」の活用や町の顧問弁護士、「森町いじめ防止等対策推進委員会」の委員である弁護士等との関わりの中で、「児童生徒の最善の利益のため」に法的な側面から学校や教育委員会の取組をサポートしていただき、より安全・安心な学校運営につなげてまいりたいと考えております。以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長
7 番 議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 7 番、加藤久幸君。

（ 加 藤 久 幸 君 ） 町でも不登校の要因等は把握をされて、件数も増えているということでお伺いをいたしました。

まず、この委託調査ですけれども、これは本部が大阪市にある子どもの発達科学研究所というところが、孤立している児童・生徒への早期の支援が必要だということ委託を受けて調査をされた

ということで、この調査は昨年7月から8月に山梨県など4教育委員会の協力を得て、教員1,424人と児童239人に複数回答で不登校のきっかけを質問したということで、これは子供側が26.2パーセント、学校側の認識は4.2パーセントということで、だいぶ差があるということがこの調査によって分かったということでございます。

毎年、文科省が実施している問題行動・不登校調査、これはさつき教育長がおっしゃられた「無気力」「不安」が過半数以上を占めているということで実態との隔たりが指摘され、今回文科省がこの結果を受けて、問題行動・不登校調査の手法を見直す方針だということで、文科省では発表されているようです。

それで中日新聞の記事によりますと、関東地方の中学2年生の生徒が友達と一緒にいることがなんだか苦しくなった、1学期初めに友人からオンラインゲームで冷たくあしらわれたと、このことから心のモヤモヤが生まれ、夏休み中に膨れ上がったと、2学期から不登校になった理由をそう説明した。

この調査では不登校の要因を友人関係のトラブルとした子供側が24.8パーセント、学校側は8ポイント以上低かったということで中日新聞の記事では発表をされています。

この生徒がどうされたかという、なぜ学校に行けなくなったのか心の整理が追いつかず、苦しさを一人で抱え込んで、最後はフリースクールに通い始め、安心できる環境で時間を過ごす中で、要因を客観視できるようになったということで、この生徒は立ち直ったそうです。

先ほど、教育長がおっしゃられた「わかば」でこういう対応もされてるということで、非常に安心をしたわけですが、先ほど来、話が出てる園長・校長会で、記事が出てから対策をとったということで、その効果もだいぶ得られているようですが、この記事が出てから学校現場でどういう指導をし、具体的にどういう効果が現れたか、そこら辺をお伺いをいたします。

議 長
教 育 長

(吉 筋 恵 治 君) 教育長、野口和英君。

(野 口 和 英 君) 教育長です。

ただいまの加藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員が示された中日新聞の記事ですけれども、その直後にちょうど園長・校長会がございましたので、その記事を取り上げながら、学校現場でも年数回いじめ調査をやっているわけですが、それに対する調査結果とこの記事とやはり相関性があると私も認識しましたので、先ほどの答弁にも申し上げましたけれども、本音で自分の気持ち、いじめの不登校の原因を語れないということがあるという認識のもとでその調査を行うようにという指導をしたところでございます。

その結果がすぐに効果が得られたかというのは、はっきりと数字では分かりませんが、前年度に比べまして例えば中学校で見ると、旭が丘中それから森中ともに不登校の数は減少しております。

旭が丘中学校では支援員の配置が非常に上手くいったということが原因であろうかと思っておりますけれども、森中でも、支援員を配置しながら、子供たちに寄り添いながら、不登校の減少は効果が出てると考えております。

ただいじめの実態についてはやはり教師側から見えにくい部分がございますので、先ほど申し上げましたタブレットを使っでの運用というのは、この後、学校教育課長からまた説明していただきますけれども、リアルタイムで随時入ってくると思っておりますので、これから調査結果がより有効に活用されるのではないかなと認識しております。

議 長
学 校 教 育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩 澤 由 記 弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの対応につきましては、教育長の答弁のとおりでございます。

加藤議員のお示しいただいております調査の結果を今一度見ますと、生徒と学校側の認識のずれということで御指摘をいただいておりますが、まず一つ大きくあるのがいじめの被害、教職員への反抗反発というような項目が、学校側の認識と子供側がずれているということがございます。

あともう一つ、大きな項目として考える方がいいかなと思うのが、体調不良、不安、うつ、抗うつというような部分もやはり学校側と子供側がずれてるといようなことがございます。

やはり不登校への要因というのは複数絡んでもおりますし、また不安を打ち明ける相手というのも、学校側に相談するのか、学校ではない人に聞いてもらいたいとか、いろいろな要因があると思いますので、そういった要因が学校側だけでは判断できないような要因の中に含まれているのが、この調査で浮かび上がったのかなというように考えております。

いずれにいたしましても、少しでも学校側の判断できる手段としてより効果的なものとして先ほど来説明をいただいております「メンタルログシステム」というのが本年導入を予定しております。

一人1台のタブレットが導入が済んでおりますので、毎日学校へ登校した際に今日の体調であるとか不安感であるとか、そういった毎日の子供の様子、気持ちというものをまず健康観察の中で把握するという、あと朝だけではなくて随時、例えば担当の先生、保健の先生、もしくは校長先生とか、この先生にこういったものを随時相談ができる、そういった二つの大きな特徴を持ったシステムを導入する予定でおりますので、このような活用を通して少しでも学校と本人の溝を埋めていければなど期待しているところであります。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 説明を聞いている中でだいぶ安心をいたしました。

私正直言ってこの記事を見たときに、こんなに隔たりがあるんだということでびっくりをして、やはり学校側に児童・生徒が本音で、言えない何かそういう部分があるのかな、そこを解消しない限りはこういう問題というのは、このような乖離^{かい}がいっぱい起こってくるのかなと感じました。

学校教育課長からの今の説明もありましたけども、やはり一番大きかったのがいじめの被害、学校側が4.2パーセント、子供側が26.2パーセント。

あとは教職員への反抗・反発、学校側が3.5パーセント、子供側が35.9パーセント。

それと教職員とのトラブル、学校側が2パーセント、子供側が16.7パーセント。

学業の不振、学校側が41.2パーセント、子供側が47パーセント、これはあまり差がない。

それから宿題ができていない、学校側が40.5パーセント、子供側が50パーセント。

体調不良、学校側が18.5パーセントに対して、子供側が68.9パーセント。

先ほど学校教育課長おっしゃられた不安・うつ、これが学校側が19パーセントの把握に対して、子供側が76.5パーセント、ここもだいぶ差があるのかなと感じているところでございます。

あと、この問題に関してスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用はされているのか、そこもお伺いしたいと思います。

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩 澤 由 記 弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の不登校対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの取組はという御質問でございます。

御案内のとおり、スクールカウンセラーは心理士といえますか、

議 長
学校教育
課 長

心のケアをする立場の先生でございますので、そういった関わり、スクールソーシャルワーカーは社会との関わりといたしますか、どのような制度の関係で子供のベストの状態を保つかというような関わりをする立場の先生でございます。

不登校の例で申し上げますと、不登校の状況の相談を受けた場合、スクールカウンセラーは生徒はもちろんですが、保護者と心のケアを通じて問題の解決にあたりますし、スクールソーシャルワーカーは不登校を起こした背景、例えば家庭の中の虐待や貧困が引き起こした可能性もあるというような中で、いろいろな学校、家庭以外の社会のつながりも含めて、相談を受けるというような立場でございますので、まずは学校で状況を把握したら、今の学校の中の体制もプラス、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーも活用して多面的に子供の対応を図るような体制をとってございます。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用もされてるということで、スクールカウンセラーは臨床心理とかそういうことに長けてる先生かなと思います。

それからスクールソーシャルワーカーはやはり不登校の原因が虐待、貧困、そういうものの問題の学校との連携を主にされてるのかなと思います。

この問題は本当に複雑な要因がいろいろあると思うのですが、やはり最終的に子供たちが逃げ込むというところに保健室が多いと思います。

保健室のある養護教諭は、構造的な問題をして指摘をされてる。

どんなことかという、担任との一対一の関係では子供が学校が嫌だといった本音を話しづらい。

そういう意味の構造的な問題で、この人が保健室を利用する児童と話をされたら、担任との関係やクラスの居づらさを打ち明け

られることがあったと。

何に困っているのか、言葉で表せられないことも時間をかけて向き合って、言葉を引き出す必要があると説明をされています。

担任が一人で対応するのではなくて、学校内で情報を共有し、教職員が自分の見方や接し方が全てではないというように認識できる仕組み作りが一番大事ではないかとの養護教諭はおっしゃられて、私もそうなのかな、やはり一人ひとり時間をかけて向き合って本音を引き出す必要があるのかなと思います。

この人もやはり、大人がその子のことを自分事として考えられる環境作りが大事だとおっしゃっています。

今後やはりそういうきめ細やかな対応というのは必要かと思いますが、それは教職員にそういう指導もされてるのかお伺いをいたします。

(吉 筋 恵 治 君) 教育長、野口和英君。

(野 口 和 英 君) 教育長です。

ただいまの加藤議員の再質問にお答えします。

教職員に対して、不登校や本音をなかなか聞き出せない子に対する対応の指導はどうかということでございますけれども、やはり担任との関係性が難しい児童・生徒がいるのは事実でございますので、できるだけ複数の教職員が関わるようにしようという話は園長校長会の折にしております。

例えばまだ実際に導入していませんけれども、チーム担任制であるとか、教科担任制を小学校の段階からできるだけ早く導入するとか、子供が複数の大人と接することのできるような環境を作ろうとかという話はしておるところでございます。

また先ほどの話にちょっと戻りますけれども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、例えば不登校の児童・生徒のケース会議というのを校内でやるのですけれども、そちらにも出ていただいて、専門的な立場からどのような対応が良いかという御意見をいただく機会も設けております。

議 長
教 育 長

やはり教師と児童・生徒、絶対的な主従関係はございますので、合わない子にとっては本当に本音を言いづらいという環境は残念ながら昔からあるところがございますので、そういったことを避けるためにも、いじめ・不登校に限らず、例えば問題行動があったときにも、一対一で教師が指導するのではなくて必ず複数で指導しなさいという指導はしております。

また、一人の不登校の子の、原因を把握するにも担任一人ではどうにもできませんので、チームとして、学年体制あるいは全校体制で対応するようという指導は自分からもしておりますし、各小中学校の校長もそこは認識して指導しているところでございます。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) ぜひ、きめ細やかな対応をお願いをしたいと思います。

次に、スクールロイヤーの活用の質問に移らせていただきます。

現在、静岡県の政令市の静岡市、浜松市、それから藤枝市、磐田市では、今年度5月から運用されたということで、これはどういうことかというのと保護者の多様性かと思いますが、本来はこのスクールロイヤーという制度は僕はない方がいいと思います。

その辺は時代とともに状況が変わってきたのかなと考えております。

磐田市で支援体制として85万8,000円の予算を令和6年度からつけまして、5月から運用をされて、まだ2か月弱ですので活用の事例はないということで伺っております。

藤枝市においては、令和3年度からやられてまして、4年目に入って4人のスクールロイヤーで運用されてると、これは年間予算が120万円。

どのぐらいの事案があるのかというのと年間で30件前後あるということ伺っております。

森町ではそういう事案ですか、いろいろな内容はあると思いま

すが、年間どのぐらいの件数の事案があるのでしょうか。

議長
学校教育
課長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の質問ですが、森町においてスクールロイヤー等の活用の事例についてということで御質問をいただいております。

先ほど教育長の答弁の中でも申し上げました県の事業として「スクールロイヤー活用事業」が実施をされております。

こちらは、各市町の教育委員会でも相談を受け入れることができる建付となっておりますので、こちらを利用して過去森町でも1回、オンラインによる相談をさせていただいたケースがございます。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 私がお聞きしたいのは、このスクールロイヤー活用の件数ではなくて、森町内でどれだけの事案がスクールロイヤーまでいかないいろいろな事案があると思うのですが、そういう件数はわかりますか。

議長
学校教育
課長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の質問ですが、町内においてスクールロイヤー活用まではいかなくても、そのような事案としてどのような状況であるかという御質問であると思います。

それこそ日々の学校活動の中で大小いろいろな問題とか課題とかがありますけれども、特にその中で大きなこととして捉えているものは、昨年度におきましては2件ほど、弁護士の先生に相談をした方がいいかなと思われるような案件がございました。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) その年間件数というのは増えているのですか、減ってるのですか。

議 長
学校教育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

そのような大きな事案というのはどのような推移にあるかという
ような御質問でございます。

特に統計を取って件数を把握しているわけではございません
が、例年同程度の推移をしていると考えております。以上です。

議 長
7 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7 番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 統計を取ってないのでよく分からないと、
2 件ぐらいではないのかなということかと思いますが、藤枝市で
は二つの大きな柱を設けて活用してるということをお伺いをしま
した。

まずは一つの大きな柱として未然防止、これは児童・生徒・教
員に対しスクールロイヤーがそれぞれ講習会を開いて、こういう
事案に対してはこういう対応というような未然防止の観点からこ
ういうことをやられてると。

それから学校からの法律相談ということでこれがだいぶ多く、
いじめ事案への対応、それから保護者の過剰な要求への対応、学
校内での事故への対応や安全配慮、児童・生徒への権利の保護、
離婚調停中の保護者、非親権者への対応、例えば子供に会わせる
とかそういう問題なのかなと思いますけども、後は子供同士のト
ラブルということで、だいぶいろいろな件数があつて、30件程度
と聞いてますが、スクールロイヤー活用制度は時にはその弁護士
も教員と同席して、保護者と対応するということもあろうかと思
うのですが、藤枝市の場合は、そこまではやってないと、教職員
の助言、同席するとかえって良くなる場合もあろうかと思
いますので、それは賢明かなと思うのですが、私も教員何人か話を
伺って、こういう話をしたところ、これはぜひやっていただきた
い、どう対応したらいいか分からなくなってる教員がいっぱい
いるということで、それは現実の問題なのかなと思います。

先ほどの質問で話が出ましたスクールカウンセラー、スクール

ソーシャルワーカーとの連携も非常に密になってくるのかなと思います。その辺の教職員からそういう困り事といいますか、そういう相談等は年々増えてるのか、そうでもないのか、そこら辺はいかがでしょうか。

議長
学校教育
課長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) ただいまの加藤議員の再質問にお答えいたします。

森町での学校からの相談の状況についてということで、御質問をいただいております。

教育委員会の体制といたしましては、指導主事を3人配置しておりますので、まずは学校の困っている状況とかを受ける体制はそこでとっております。

また学校におきましても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、チームでの対応というようなことを念頭に、まずは対応するというような体制をとっております。

法の専門的な知識や助言が必要であるというような事案は、今のところ件数としてはそんなにございませんけれども、昨年のようにあった場合には、関係する法の知識を持つ専門家といたしまして町の顧問弁護士、もしくは県で実施しておりますスクールロイヤーの制度、またはいじめに関してということですのでけれども、いじめ防止等対策推進委員会、いじめの会議に専門家が弁護士として御参加いただいておりますので、いじめに関しましては相談するような関係性を作っております。

必要に応じてそのような人々に御協力をいただきながら進めていこうというように考えております。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 森町ではそういう件数は割と少ないのかなという認識をして、ある意味安心いたしました。

教員に聞くと、午後3時半ぐらいに授業が終わって、その後次の日の授業の準備をする。

こういう諸問題が起こると、その準備の前にその問題を解決しないといけないために、どんどん時間がずれ込んでしまうと。

これは教職員の働き方改革の一環で、今時間外を減らすような運動もされてると思うのですが、そこにもつながってくるのかなと思います。今後県のスクールロイヤー活用事業、それから町の顧問弁護士とも対応して問題解決にあたっていくということでしたけども、森町でこのスクールロイヤーを導入するという考え、この質問の趣旨でも私は謳ってますが、これは活用することは考えているのかいないのか、そこをお伺いしたいと思います。

議長
学校教育課長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩 澤 由 記 弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の森町においてスクールロイヤー制度の導入の考えはいかがかという御質問でございました。

森町の状況におきましては、先ほど説明をさせていただいております。

町でも各学校の教職員の働き方改革等の相談も受けながら、例えば電話受付の時間を午後6時までにするとか、夏休みの休業日を設けるとか、制度としては少しずつ進めているところでございますけれども、やはりスクールロイヤーに相談するような大きな事案といたしましての心配もございますけれども、今まで取り組んでおりました町の顧問弁護士でありますとか県のスクールロイヤー制度の事業、あとはいじめに関する弁護士への関わり方の中で解決するよう、また先生の働き方改革にもつなげていけるように努めていきたいと考えております。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) それでは現時点では活用のお考えはないというその認識でよろしいですか。

議長
学校教育課長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩 澤 由 記 弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の御質問でございます。

スクールロイヤー制度を活用する考えはないかということですが、町では県の行っているスクールロイヤー制度を活用しながら学校の取組につなげていきたいと考えております。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 活用しない方がいいわけですから、やはりそこは件数が少ないので、活用を考えてないということなので、件数少ないということで僕はある意味安心いたしました。

将来的には、いろいろな事案があって困ったことがあればこういう制度も町で導入をする、将来的な状況によっては僕はすべきなのかなと思いますけども、いろいろな保護者さんがいますので、そこの対応に困ったときには、活用された方がよろしいのかなと思います。答弁は結構です。以上で終わります。

議長
議長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 1 1 時 3 3 分 ~ 午前 1 1 時 4 5 分 休憩)

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番、佐藤明孝君。

質問は、混合方式です。

登壇願います。

3番議員

(佐 藤 明 孝 君) 3番、佐藤明孝です。

通告書記載のとおり、2問質問をさせていただきます。

1問目、六次産業化に対する考えについて。

森町では特産物が数種類収穫され、ふるさと納税返礼品として活用されております。

特に森町のとうもろこしは栽培が盛んであります。

生産されたものは路地等で販売されますが、販売されないB級品やC級品は利用されず、廃棄される場合が多いと聞いております。

したがってこのような無駄をなくすため、B級品やC級品のと

議 長
町 長

うもろこしを利用した六次産業化を行政としても進める必要があるとありますが、当局の考えを伺いたいと思います。

2問目、熱海市において全国に先駆け、高齢者対策の一環として、高齢者、特に認知症等により行方不明になった場合の早期発見対策として、GPS装着の実証実験が開始されております。

森町においても高齢化が進み、命を守る取組の一環としてこのような高齢者対策が必要なものと考えます。

高齢者の安全を考える上で熱海市の取組を参考の上、実践していただきたいと思いますが、当局の考えを伺います。

以上2問、よろしく願いいたします。

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに「六次産業化に対する考えについて」申し上げます。

本町におきましては、遠州森の茶、米、とうもろこし、レタス、メロン、次郎柿など、品質の高い、多くの農産物が生産されております。

こうした農産物の生産の背景には、農業者の創意工夫により確立された、水田3倍活用による栽培体系や土づくり、また、各農業者の栽培技術の高さ、温暖な気候や北部の森林から流れ出る太田川の豊富な水の恵みといった地域資源、さらには、農業者の理解・協力に基づく圃場整備や暗きょ排水の基盤整備事業の着実な推進といった様々な環境整備がございます。

このような状況の中、「森のとうもろこし」につきましては、直売所での販売、インターネットによる販売、そして、議員から御発言がありましたように、ふるさと納税による返礼品などとして、様々な手段で販売、提供されております。

町といたしましても、ふるさと納税の返礼品に御登録いただき、ふるさと納税を通じた「森のとうもろこし」のPRに力を入れているところであり、令和5年度のふるさと納税の実績としましては、597万8千円となっております。

議員から御発言がありましたように、「森町のとうもろこし」は、圃場の状況や気象条件等により、栽培から収穫までの管理状況により販売できない又は、利用されないB級品やC級品は廃棄される場合が多いと聞いておりますが、どれくらいの割合で発生するのか、実態については把握できていない状況であります。

さて、六次産業化につきましては、農産物を生産する一次産業と、農産物を加工する二次産業と、加工した商品の販売、調理して提供する飲食業の三次産業まで一括して取り組むことで、加工や販売の付加価値分についても併せて収益を上げられることから、六次産業化の取組が推進されてきております。

これまでの町内の農産物の六次産業化の取組につきましては、商工会による次郎柿ワインの製造や、森町グリーンツーリズム研究会つながる推進部会における、六次産業化の実証事業としての、ブルーベリー、梨、栗のクラフトビールの商品開発をはじめ、とうもろこしを原料とした、とうもろこしバターや甘々娘ポタージュなども、商品開発されているところであります。

こうした、これまでの取組の中で蓄積された知見及び経験を踏まえ、今後、六次産業化について、意欲ある農業者が取り組む際には、農業者が計画的・効果的に取り組めるように、また、商品化を通じて所得が向上できるよう、六次産業化に携わった人々のアドバイスをいただきながら、町としても、支援してまいりたいと考えております。

現在、町内のとうもろこし生産農家の有志が、「森のとうもろこし」をお菓子の原料とするためペースト状やパウダー状に加工する六次産業化に向け、集荷を進めていると伺っております。

本年度においては、試作段階であり、順調に取組が進められれば、町内のとうもろこし生産農家に事業参加者を募り、六次産業化に向けた組織化という、次の段階へ進めていく計画であると聞いております。

また、組織化していく段階においては、組織化の推進とともに

遠州中央農協や生産農家が協力して「森のとうもろこし」の産地をPRしていくことも検討していると聞いておりました、町といたしましても、そうした取組を一緒になって検討し、効果的かつ計画的に進められるよう、支援してまいりたいと考えております。

こうした取組を通じて、未利用資源を活用した、商品開発・販売等への六次産業化を促進することにより、さらなる「森のとうもろこし」の付加価値の向上・ブランド化へつなげ、生産者の所得の向上、ひいては、町全体のプロモーション、そしてシビックプライドの醸成へもつなげていき、良い循環を構築し、町全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

今後、六次産業化を進めていくには、様々な課題が想定されますが、それぞれがそれぞれの役割を担い、同じ方向を向いて、進めていくことができるよう意見交換と意思疎通を図り、そうした中で、国・県の補助金の活用や町独自の支援のあり方等を検討してまいりたいと考えております。

次に、「高齢者GPS装着の考えについて」申し上げます。

本町では、高齢者GPS装着に関して、機器導入に係る費用の助成事業は設けておりませんが、御家族や介護者から御相談があれば、森町地域包括支援センターでお困りの内容を伺いながら見守り便利グッズとして徘徊感知機器^{はいかい}を個別に御紹介しております。

特に介護認定を受けている人は、介護保険の給付対象となる福祉用具の中に「認知症老人徘徊感知機器^{はいかい}」としてこのGPS装置がありますので、担当のケアマネジャーに御相談いただき、介護サービスプランの中での導入となれば、費用負担も1割など介護サービス利用の負担割合で利用が可能となっております。

GPS装置の利用は、御家族や介護者の日々の負担を軽減し安全を確保する点からすれば、大変効果的なものではありませんが、装着する御本人にとっては、時に自由を制限しかねないものである点に十分配慮し、何より御本人が自分らしく暮らし続けるため

に、安心・安全を守るものであってほしいと考えております。

認知症施策につきましては、令和元年に国において認知症施策推進大綱が示され、令和6年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、いわゆる認知症基本法が施行され、認知症対策の取組は「共生と予防」と謳われております。

町では、まず認知症そのものを理解していただき、その予防やより良い介護支援を見いだすため、平成28年度から認知症対策検討委員会を設置し、医師、介護職、民生委員・児童委員、警察に加え、当事者とその御家族を構成員として施策の推進に取り組んでまいりました。

さらに平成29年10月からは、認知症地域支援推進員を配置し、施策推進の強化を図ってまいりました。

普及啓発では、多くの人に「認知症とは」を知っていただくよう「認知症サポーター養成講座」を開催し、さらにステップアップ講座を受講された人には、当事者と一緒に活動するチームオレンジの一員として、オレンジカフェなどの開催に活躍していただいているほか、予防にかかる各種講座の開催や、認知症初期集中支援チームなど、医療と連携した専門職による支援体制整備にも努めております。

また、本人、家族を支えるまちづくりとして、認知症により行方不明になった場合の早期発見対策として、静岡県が県下全城市町及び警察と連携し取り組んでいる「静岡県認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク広域連携」へ参画するほか、町内でも「森町高齢者等地域見守りネットワーク事業」により14事業所等の参画をいただき、地域の見守り強化に取り組んでいるところであり、「認知症？だでなんだね、と言えるまち」をキャッチフレーズに、認知症になっても安心して住み続けられるまちづくりに取り組んでおります。

G P S 装着の取組は、情報機器の力を借りて安心・安全を得るために良い方法ではありますが、認知症の人が外出される場合、

必ず忘れずに機器を携行していただく必要があり、それが困難で携行されなければ機能も発揮されない道具になってしまうという弱点がございます。

高齢者等の行方不明時の対応につきましては、まずは身近な地域がお互いを理解し見守る環境を確保するため、県のSOSネットワーク活用や町の見守りネットワークの更なる連携強化を図りつつ、御本人と御家族等にとってより良い方策となるよう、地域の見守りの力に加え情報機器の力も活用し、早期の保護につながる施策を多面的に推進してまいります。以上申し上げまして答弁といたします。

議長 (吉筋恵治君) ここでしばらく休憩します。

(午前11時58分～午後1時10分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に、引き続き一般質問を再開します。

3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君) 先ほど、町長から御答弁いただきました六次産業化についての内容でございます。

これにつきましては、森町の中でもいろいろな特産物を使って、六次産業化に努めている、現実に新しい製品も生まれているというところでお話を聞きました。

三倉産の栗、ブルーベリー、とうもろこし、それと柿ワイン等、町長答弁の中でこういったものについてはPRをして更に力を入れていきたいという内容の言葉もありましたけれども、柿ワインについては県庁までお届けする等してかなり力を入れられていると思いますけれども、その他の例えばとうもろこしや次郎柿等についてのPRというのはどの程度力を入れられているのか。

まず、そこから考えと現状をちょっとお聞きしたいと思います。

議長 (吉筋恵治君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 次郎柿やとうもろこしについてどのようにPRをしているかという御質問でございますが、これは現在の

ところ六次産業品加工品としてまだそれほど開発が進んでいませんのでとうもろこし、あるいは次郎柿そのものをPRしているという状況でございますけども、とうもろこしにしても次郎柿あるいはお茶もそうですが、その旬の時期に関係先等に郵送あるいは持参をして、森町の特産品を味わっていただく、そのような取組を実施しているところであります。

また、機会を捉えて、例えばとうもろこしですと先週、県の町長会議が小山町でございましたが、この6月に行う町長会議は宿泊を伴うものでございまして、その際には森町のとうもろこしを私が持参をして食事会場で調理をしていただいで提供し、それぞれの町長に賞味をしていただくという取組をしておりますし、次郎柿につきましても、柿のシーズンの中でそういった機会があれば持参をし、提供し、その食事会・懇親会等に出席をされている人々に御賞味をいただくということを行っております。

また、御存知のことだと思えますけれども、次郎柿につきましては、毎年皇室への献上品として皇室へお送りをさせていただいております。

そういったことも次郎柿のPRとしては大変大きな力を担っているものと考えております。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) ただいまのお話でございますいろいろな機会を設けて、特産物等のPRや広報に努めていらっしゃるところで大変良いとは思います。

それで先立って、時期は忘れてしまったのですが、3市1町の和栗プロジェクトというイベントが確か開催されていると思えます。

そのときに、町長もそのイベントに参加されていらっしゃると思えますけれども、その時には和栗プロジェクトということでもしかしたら三倉の和栗をPRなさったのかなと思えますけれども、差し支えなければその和栗プロジェクトにおきましてどのよ

うなお話をされたのかその概要だけでもちょっと聞かせ願いたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) 和栗プロジェクトについての御質問でございますが、これは確か2月であったと思いますけれども、掛川グランドホテルにおいて開催されました。

これはどういうものかといいますと、具体的に企業名を挙げさせていただければ、お菓子の春華堂さん、また浜松いわた信用金庫を中心としてこの遠州地方のいろいろな企業が参加をして、遠州地方の特産品、生産量としては掛川市が多いかと思いたすけれども、和栗の活用についてみんなで検討し、また発信をしていきたいと思いますというものでございまして、森町も、私も参加をいたしましたはまだ直接的にそのプロジェクトにこれまで関わってきたかといえはそういうものではなく、これから参加をしていこうという、そういう事業をスタートしようというイベントでございましたので、そういう立場で参加をさせていただきました。

ですので、私が例えば壇上で森町の栗についてPRをするというような機会はございませんでしたし、また森町の栗の生産について、掛川市ほどの生産量は現在のところないというように考えておりますので、その和栗プロジェクトの場で森町の栗についてPRをするという機会はありませんでした。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐 藤 明 孝 君) 分かりました。

森町でも先ほど町長がおっしゃられたように、非常にたくさんの特産物を使っていろいろなものを作られているところでございます。

特に、このとうもろこしについてもポタージュ等に加工してその後の販売等は菓子等に生かすという形だと思いたすけれども、やはり六次産業化というのは、今あるここで獲れたものをさらに手を加えて付加価値をつけて、さらに農家の皆さんに対しての収

益を上げていただくという目標があると思います。

したがって、町の活性化そのものもそういったところに注力すれば、かなり活性化も進むのではないかと、活性化が進めば当然人口増加も期待できる、本当に良い傾向を生み出す形になると思います。

したがってこの六次産業化そのものに対しての考え方を町長並びに産業課長からちょっとお聞きをいただきたいと思います。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 六次産業化を進めることのメリットについてはただいま佐藤議員から御発言がありましたように、町の活性化につながるという点があるかと思っています。

私も最初の答弁の中でお答えさせていただきましたけれども、こういった特に未利用資源を活用して、商品開発をし、販売へとつなげていく、六次産業化を促進することは、例えばとうもろこしにすれば森のとうもろこしの付加価値の向上やブランド化につながるものであり、生産者の所得の向上、ひいては町全体のプロモーション、シビックプライドの醸成にもつながっていくということで先ほどお答えをさせていただいたとおりの考えでございます。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま町長から答弁があったとおりでございますけれども、六次産業化につきましては、生産者が生産したものをまた加工していくというような形になっていくわけですが、その加工をするにあたりまして、ペースト状に加工してそれをいろいろなものに使っていけるということになりますので、生産者が加工までとりあえず行って、それを今度卸に販売していくということになりますと、卸さんではいろいろな形の中でその材料を利用していく形になりますので、ポタージュであるとか、粉末であるとかいう

議長
3番議員

いろな形の卸さんの中で出来上がったものをまた町の菓子屋さん等にもそういったものを出していただいた中で、町全体のお菓子にも加わっていけば、町としてもまた活性化につながるかと思えます。

また、そういった取組を行うことによりまして、生産者につきましても自分の作ったとうもろこしがそういった形の中で使われているということをは分かってくれば、生産者の力にもなりますし、またそれぞれ関わっている皆さんもそういった形の中で町が全体的に盛り上がっていければ生産者だけではなくて、六次産業化としてのメリットにつながっていくのではないかなと考えております。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 二人とも御答弁、ありがとうございました。

ただ、いま産業課長のお話の中で生産者が加工までというお話だったのですが、やはり加工となりますと、今度は設備投資とある程度の専門知識等も必要になってくると思えます。

そうなってくると、やはり生産者はあくまでも原料を作っていたただく、つまりは自分の分野に長けたことはしっかりやっていたただくということではっきりと位置づけをして進めていただければ、六次産業化というのは、もっと進むのではないかなと思えます。

それでもう一つ、実は本年3月25日、我々第二常任委員会で提言をしております。

19の改で、農業振興取組の中で六次産業化についての考えをというところで取り組んでいただけるかという内容で提言をしていると思うのですが、もしもそれについて今ここで回答できる部分がありますならば、ちょっと御回答をお願いしたいと思います。

もしも今まだ調査中ですということであるならば、それはそれで結構です。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

六次産業化の提言の関係でございすけども、今現在どのような方法でいったらいいかということで今検討中ございすので、今の段階でちょっと御回答はできない形になりますのでよろしく願ひいたします。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 先ほどの佐藤議員の六次産業化を進めるにあたってそれぞれ役割分担を担って専門分野でやっていくべきではないかという御意見がございましたので、それについて少し私の意見を申させていただきますと、確かにそれぞれの得意分野、専門分野でその分野を担っていくということは重要なことだと思いますが、他方生産農家といたしましても、加工まで自らのところでやれば、それだけ所得の向上につながるわけで、それは役割分担をはっきりさせてやっていくという、もちろん役割分担をはっきりさせることは大事ですけども、生産者は生産のみ、加工者は加工のみ、卸は卸、販売は販売というような役割分担を決めてしまうのではなくて、それぞれがそれぞれの役割を担いながら、大事なものは同じ方向性を向いて進めていくということですので、役割分担、一つの決まった形で進めていくのではなく、この農産物あるいはこの生産農家については、こういった六次産業化というケースバイケースでより良い形で進めていくのがよろしいのではないかと私は考えております。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 町長の御答弁も、もっともな話でございす。

しかしながら、加工を生産者が自らやるということにつきましては、やはり加工するについてはそれだけの設備投資等がまた必

要になってきます。

そういったところを考えると、やはりそれを専門的に扱うところへ原料を運んでいただく、そしてそこである程度の加工なりをして、それから今度は販売なりサービスルートへそれを回すという意味で、結果的には同じ方向を向く形にはなると思います。

そういうことからすれば町長のおっしゃることもその通りですけども、やはり生産者は生産者という役割で推し進めていただいた方がいいのかなと感じるところがございます。

それで六次産業についても内容的なものや支援的なものも結構たくさんあると思います。

中でも経済産業省とか農林水産省とかで、いろいろな支援をなさっていると思うのですが、県にもそのサポートセンター的なものがあると思います。

静岡というのは関東農政局に属しているところがございますけれども、県にもこういった六次産業化を推し進めるべきサポートセンターなる組織が確か形成されていると思います。

そういったところに対して、当局としてはやはりそれなりの意見なり、例えば関係等はしっかり構築されているのかどうかというこの点でございますが、それについてはどうでしょうか。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

六次産業化にあたりましてサポート等の関係でございますけども、町では農業技術連絡協議会という組織がありまして、その中で町、遠州中央農協さん、県中遠農林事務所、そして関東農政局ということで集まっているいろいろな農業に関して打合せをしたり会議をしたりすることがございます。

その中で六次産業化につきましても、関東農政局の人にもいろいろなアドバイスをいただきながら、またこういった事業がやっ

ていけるにはどうした方がいいのかというような話も、議題が出ればその中で協議して話をしていく内容になってきますので、そういった中で、今、国でも進めております、みどりプロジェクト等々の内容の説明等も伺いながら、どんな形で六次産業化の課題に対して進めていけばいいかというようなことも話をしていく段階でございますので、そういった中で情報収集等をしている状況でございます。以上です。

議長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 産業課長、御答弁ありがとうございます。

六次産業については、いろいろ考えられているところで私も解釈をいたします。

ここで、今現在の農業を取り巻く背景ですけれども、結論的には農業所得がかなり伸び悩んでいるといったところがございます。

これについてはやはり一次産業的なものの収益が少ないというところが一番の原因だと思います。

したがってこの一次産業に先ほど言ったとおり、ある程度手を加え付加価値をつけて、二次・三次的な食品関連事業に持っていけば、その収益が一気に増えると、2倍どころかさらにかんりの金額が増えるということです。

今私の手元の資料ですと、令和元年の資料ですが、二次産業の収益が約106兆円のところを見ると、一次産業が約12兆円ということではかなりの開きがあります。

したがって一次的なものというのは、その場で作ってその場で売るというところですぐに現金化できる、こういう意味では農業生産者にとってはそれでいいと考える人も確かにいらっしゃると思いますけれども、やはりそこから先を見越して、さらにもう少し何かをするということになれば、今度行き着くところが六次産業化になると思いますけれども、そういうところで六次産業も非

常に大切なものだと思います。

あと、流通等に関してのメリットですが、六次産業化の根本にあるのは、やはり地産地消の関係だと思います。

フードマイレージという言葉があるのですが、このフードマイレージというのは何かということですが、これは実は食料の輸送距離を指しております。

したがって、日本というのは御存知のとおり島国ですから、世界から見るとこの輸送マイレージ、いわゆる輸送距離がもう断トツの1位です。

したがって地産地消というのもそこから生まれて出ている言葉だと思うのです。

したがって、地元で採れたものを地元で加工、二次的・三次的なものに手を加えて、そこで消費をしていただくというところがかなりいいのではないかと思います。

この輸送距離が短くなるということは、裏を返せばSDGsにもつながるということです。

それだけ車とか電車とかいろいろな物を輸送機関で物流的に運ぶ距離が短くなれば、それだけ排ガスのものも少なくなるというところにもつながることもありますから、ぜひこういうところも考えていただいた上で、六次産業化というのを進めていきたいと思いますが、先ほどの町長の答弁の中でも、町としても支援をしていきたいという御答弁がございました。

ここで、ちょっと確認の意味でお聞きしたいのは、町として支援をしていきたいというこの支援的な内容がどういうものを指すのかというところをちょっと差し支えなければ、ちょっと説明をいただきたいと思います。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

町としての支援をどのような内容でしていくかということでご

ございますけども、六次産業化にあたりましては、基本的には生産者が進めていただくという形になりますので、その生産者が進めていく形の中で、先ほどお話にもありましたとおり、生産してそれを加工していくということになれば、それなりの施設が必要になってくるのではないかなというようにお話もございましたけども、そういったお話の中で、町としてどれだけそういった六次産業化に向けて町としての支援といたしましては、森町のとうもろこしに例えますと、森町のとうもろこしで実際には今現在、直売所で販売されておりますけども、その中で少し小さかったりしたようなものをどうしていくかというような話が六次産業化につながっていくのではないかなと思っております。

そのときに町としてはそういったものを、どういう形で誰がそこを加工していくのか、そしてそこに集める手段としては、どのような手段でその加工施設まで持っていくかというようなことが出てくると思います。

生産者につきましては、生産することで特に直売をやっている場合には、直売所までを持っていくというような手間も時間もないようなこともありますので、そういった形の中で生産者そして加工をする人、そしてそれぞれがどういった形の中で支援を求められるかということがありますので、今有志の人で進めてございますけども、町としても遠州中央農協さんと町と有志の人ということで今話をし始めたばかりでございますので、町としてもどのような内容で支援をしていくかというのは、その話し合いの中でどういった部分に携わっていけるかということは今後支援の内容を詰めていきたいなと考えております。以上です。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 分かりました。

町長の先ほどの答弁の中でも本当にそういったことをお話されております。

しかしながら、私が今現在持っている情報的なものも、今町長

おっしゃったような内容とほぼ同じでございます。

ある特定の農業従事者がそういった計画を立てられているということで、その中間的に入る第二次的な業者ももう既に分かっているようですし、その三次的に販売する業者というものもやはりもう既に分かっているようなことも実は聞いております。

そういったところで、町としてできる支援を申し出があればぜひやっていただきたいと思います。

ぜひ、六次産業を全面に進めてやっていただけるように改めてお願いをいたしまして、こちらの質問は一旦締めようと思います。

2問目にまいりたいと思います。

2問目の高齢者のGPSの関係です。

これにつきましては、通告書にも記載したとおり、熱海市内において令和6年2月からこの実証実験が既に開始されております。

これにつきましては、開始した背景ですけれども、やはり熱海市というのは非常に高齢者が多いと、高齢者が多いというところはこの森町と相通ずるものがあると思います。

まだ先の話ですが、森町も2040年になりますと、65歳以上の人が約4割を占めるという推計が出されております。

そういったところで森町の人口的なものを見てみましても、20年の国勢調査においては65歳以上の人が6,023人います。75歳以上の人は3,139人いらっしゃいます。

これはあくまでも国勢調査による人数ですが、それからもう既に4年、また来年国勢調査あると思いますけれども、4年経っておりますから、もしかしたらこの数値というのはもっと上がっているかもしれません。

したがって、これからのことを考えるとやはりこの見守りグッズ的なものが町長の説明の中にもいろいろございました。

確かにありましたけれども、高齢者に付けていただくというのは非常に効果があるのではないかなと思います。

実際、熱海市で調べてみますと、高齢者として個数的には少ないのですが、11個GPSを装着して、実証実験に加わっている高齢者がいらっしゃるらしいです。

これは熱海警察署と警備会社アルソックが提携して、今現在、推し進めているらしいのですけれども、森町としても、先ほど答弁いただいたとおり、いろいろなところでこの高齢者の見守り的なことがいろいろ対策等が行われているということですが、直球的で申し訳ないのですが、このGPSを装着の考え方について、どのような結論的なものを持たれているかをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長
福祉課長

(吉 筋 恵 治 君) 福祉課長。

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

佐藤議員の御質問では熱海市の例を挙げて、このGPSの効果は大変大きいということで、高齢化の進む森町にあっても4月に36.7パーセントの高齢化率を示しておりますので、こういったものの機器の利用をもって効果を上げたらどうかという御提案かと思いますが、町長の答弁の中でもありましたが、私共も御家族や介護者の日々の御負担を考えますと、こういったものの負担軽減に対しては大変効果的なものだというのは十分承知しております。

ただ、高齢者が携行して外へ出ていただくということについては、なかなか御本人の御理解をいただく上に、外出活動の自由を制限しかねないものであるということも十分配慮しなければいけないところだと考えております。

そういった中では、こういったGPSの装着を町として推進していくというよりも、介護度がついて、介護保険制度の中で、もし福祉レンタルとして活用したければこういった機器についてはレンタルの対象になっておりますので、そちらの御案内を令和4年度の冬、令和5年1月15日号の回覧でも、こちらからは御提案

を皆様にさせていただいているところでございます。

ただ、現在森町ではこの介護保険制度の中のレンタルを御利用になってる人は、実数としてはございません。

介護保険の制度を利用している人の中で、ケアマネージャーがついていろいろな御相談を受け、利用をしていくわけですが、その中で個人的にこのGPSを利用している人については、いくつか事例を伺っているところです。

町としましては、こういった御家族や介護者の御負担を考えますと、非常にこういった機器の支援を受けて、やることが有効だとは思いますが、何よりも御本人の自由を制限したり、御本人の承諾を得てというところ、もう一つはこのGPSの装着について、私が三、四お問合せをした中では、どこの市町も、実際にこのGPSを装着していただく上で一番ネックになっているのが、御本人が装着して出ていくかというところがかなり課題になっているというところで、御本人必ず決まった靴、決まった服、決まったバッグを持っていくわけではないものですが、せっかく装着をしたものについても持っていかなければ何の効果も得られなかったというところも課題になっておりまして、こういったものを推進していく上では、なかなか実効性が高くないということも近隣から伺っているところです。

我々としては、こういった機器の支援を受けることもとても大事だと思うのですが、まずは認知症、今回は特に認知症の高齢者のことが課題かと思いますので、地域の皆さんに年齢問わず認知症のことをまず知っていただく。

認知症の人がこういった行動をとってしまうのか、認知症とはまず何なのかというところを御理解いただきながら、地域の温かな目で見守っていただきつつ、町長の答弁の中でもありましたけども、県下でこういった人の情報を共有する仕組みもありますので、そういったところに徘徊の危険性のある人については登録をまずいただき、警察との連携をとりながら強化していくという方

議長
3番議員

向で進めていきたいと考えておりますので、今すぐGPSの装着を皆さんに町としてお勧めするということは、強く施策として進める考えはございません。以上です。

(吉筋恵治君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 確かに本人の自由を制限するという一番ネック的なものがあるとは思いますが。

そして何に付けるのか、持っていくものをいろいろ変わったり、履くものも違ったりするから持っていかなければ何の効果も出ない、全くその通りです。

熱海の人から聞いたときにもやはり同様のお話でした。

その時にはやはり私もちょっと提案をいたしました。

履く靴、持って行くもの、着る服、持っていくバック等いつも同じものとは限らない。それだったならば必ず身に付けるものをどうだ、もしもそれを身に付けなければ、家族の人がこれをいいから身に付けてねと言って、そこで私に提案したのが磁気ネックレス風のものでした。

そういったものであれば高齢者は、やはりそういったものを勧めれば、おそらく大人しく身に付けていただけたと思います。

場合によっては腕時計、腕時計についても締めるのを忘れたと言ってしまうまでですけれども。

なかなか今福祉課長が御答弁されたような形で、いつも同じものを持って行ったり着たり履いたりということを考えられなければ、可能であるような方法を今度別の形で考えていただくというのも、これもまた一つのあり方ではないのかなと思うわけです。

それで、ちなみに先ほどから言ってる熱海の例ですが、これはアルソックという警備会社が無償で貸し出しています。

しかし、この貸し出してるこのGPSの装置というのも15グラム程度の非常に軽いもので、乾電池1個で1年間有効だという、そういう代物らしいです。

したがって、実際それを身につける人が電池を変える必要があ

るかという全くない。家の人折を見て変えればそのまま1年間は使えるという、こういったものらしいです。

したがって、こういうGPSについても大なり小なりいろいろなものがあると思いますけれども、やはり高齢者、私がここでいう高齢者に付けてもらいたいというのは、本当に帰る道が分からなくなっちゃったといわれるようないわゆる痴呆^{ほう}の人についてですが、こういう人にお宅の人がうまくお話をしてもらって、そういったものを身に付けていただければ、ある程度家族に対する負担も減るのではないかなという気持ちもあります。

何よりもそういった人の命を守るといった観点からすると、やはりこのGPSを他市町ではもしかしたら本当にやってないかもしれない。やってないことを森町がいち早く始めたというところにやはりある意味効果的なものも考えられるものですから、そういう点から改めてちょっとお考えを伺いたいと思います。

議 長
福祉課長

(吉 筋 恵 治 君) 福祉課長。

(小澤貴代美 君) ただいまの佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

熱海市さんで、市というよりはおそらく熱海警察署とアルソックさんが今提携されてということで、報道にも載っているかと思えます。

我々、熱海市さんに御確認させていただくときには、警察と企業さんでもしその実証実験で良い効果が現れれば、市にも報告はいただけるとことになっていて、今のところ市はこのことについては関与はないとことで確認をさせていただいてるのですが、それにしても行方不明になったときには、警察も捜索されておそらくかなりの人を割きながら大変なことかと思えますので、こういったことをなさってるかと思えます。

先ほど来、1回家の外に出られたときに、帰り方が分からなかった人には大変効果があるということで御提案いただいているところでもありますけれども、認知症の人がいらっしゃる御家族の日々

の葛藤というのは、本当にいろいろなお話を伺います。

その中で、お家の中でもやはり食事を取ったことすら忘れてしまいがちになっていく親御さんとか高齢者の変わっていく姿を見ながら、御家族そのものがいろいろな葛藤を経て介護を続けていられるわけですが、そういったところでは頼る人が少ない中では、認知症の人が外に出られたときに探すのに大変だからということで、GPSのような装置をということを望まれる人も中にはいらっしゃると思うのですが、まずはそのお家の中とかそういったところで介護が必要になったところから、またケアマネさんとか、うちの包括支援センターに御相談をいただきながら、その人に御本人にとってより良い介護と御家族にとってより良い方策を考えながら進めていきたいところをございまして、その中の一つにこういった情報機器の活用というのはもちろん出てくるとは思いますけど、それが直結するものではないというところをまずは御理解いただきながら、我々はやはりその認知症の人には優しい社会というのを一つ一つ考えていくと、やはり優しい声かけとか、日ごろの見守りの中でどこ行くのかなちょっと向こうの方へ、普段行かない方向に行ったのを見たよとか、そういう話とかをいただきながら対応ができるような町、それがよく考えてみると、みんなに優しい町づくりじゃないかということも、この認知症についての講習・講義の中では皆さんにお伝えさせていただいて、認知症についての理解を深めていただいているところです。

御相談を受けるケースによっては、先ほど来お話した介護保険制度を使つてのレンタル制度もございましてということで御提案をさせていただいたり、それも国の施策の中で福祉用具のレンタルの中にやっと入ってきたような形でもありますので、ある程度状態としては限定的なものもありますので先ほど御提案いただいたネックレスとか腕時計とかということはまだちょっと入ってきてないところもございまして。

こういったものについては、ネットを検索していただくと本当に数多種類がございまして、費用についてもオプションで高いものから安価に使えるものまでいろいろでございます。

そういったことについても、ケアマネージャー等々と御相談しながら活用していただくことをその御家族の御相談を受けながら進めていけるといいかなと思っております、認知症全般に対して一旦お家を出られたときに、どっちに帰っていいか分からなくなるおそれがあるからということでGPS装置の装着について強く勧めるということは、まずは認知症の理解とか地域の見守りとかというところを強くしつつ御紹介をさせていただきたいなというところがございます。

これについては、GPSの装置ばかりではなくて他にもいろいろな工夫を県下各市町がやっております、目印になるシールを貼っていただくこともやっております。

うちのところでもこういったものについて今検討をしているところでございまして、見守りの力に加えて何かそういったものの力を借りてできることはないかと模索中でもございますので、御提案を受けながら今後検討していきたいと思っております。

議長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 丁寧な御答弁ありがとうございました。

先ほど来おっしゃっていらっしゃるレンタルをされているということですが、よく行方不明老人の同報無線が流れるときがございませけれども、そういったときに例えばレンタルしてる人がそういったものを所持している場合については、そういった内容というのも同時に放送されるのでしょうか。

議長
福祉課長

(吉 筋 恵 治 君) 福祉課長。

(小 澤 貴 代 美 君) 福祉課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

同報無線での行方不明案件の捜索の呼びかけについては、関連課に確認いたしましたところ、ここ2年、令和4年度、令和5年

度については3件ずつあったという記録がありました。

ただその中にGPS装着の人はおりませんでしたし、そういったことについての放送内容は含まれておりませんでした。以上です。

議長
3番議員

(吉筋恵治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) 分かりました。

それでは冒頭でお話したとおり、森町では今後高齢者が増えるのではないかと思います。

したがって福祉課で今力を入れていらっしゃる認知症の広報等こういったものについては、ある意味また同報無線でそういったことも流して、さらに周知に努めていただきたいと思います、これについてのお考えを最後に伺いたいと思います。

議長
福祉課長

(吉筋恵治 君) 福祉課長。

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

福祉課地域包括支援センターには、平成29年から認知症地域支援推進員というのを置いております。

この認証についての研修も受けておりますし、本人も看護師資格を持っており、認知症に対して大変知見深く、活動しております。

皆さんに認知症のサポーター養成講座を多く開催し、これまでに3,000人以上の受講生があるところでございますので、こういった内容について今年度も認知症の予防、認知症の普及啓発については力を入れてやっていきたいということで課の中でも確認をしております。

今年度はまたこのサポーターの養成講座をやりますし、オレンジカフェといたしまして、認知症当事者とかサポーターを皆さんで活動していくものもございます。

こういった活動展開に何回もございますので、その折に同報無線、公式LINE、それから包括支援センターのLINEでも周

知させていただきますので、ぜひ皆さんにも御参加いただきたい
と思います。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午後 1時58分 ~ 午後 2時10分 休憩)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に、引き続き一般質問を行います。
一般質問を行います。

11番、西田彰君。

質問は、混合方式です。

登壇願います。

11番議員

(西 田 彰 君) 11番、西田彰でございます。

私は2問、質問をさせていただきます。

一つ目は、休園となっている一宮幼稚園の今後の活用について、
現状では、入園者は今後も望めないと思います。

先ほど岡戸議員からも出生数の問題がございました。

そういった中で、維持費もかかると思います。

つい最近、近くの住民から幼稚園の周りの草刈を要望があつて
刈ったようですけども、施設の老朽化も進んでいきます。

早急に活用方法を検討する必要があると思うが、どうか。

二つ目は吉川（太田川）の濁水問題解消についてであります。

ある会合の席で下飯田地区までの太田川にはアユを含む魚がほ
とんどいない、いるのはウナギだけになっているというお声を聞
きました。

濁水で水面が見通せないということもあるだろうが、自然環境
の破壊と言っても過言ではないのだろうか。

漁協の皆さんは諦めにも似た心境だと思います。

企業局との交渉はどうなっているかお聞きします。

アクティ森の売りの一つに吉川の水遊びとバーベキューがあり
ます。

子供をあの水では遊ばせたくない、川底が見えないから危険だ
などの声があります。

議 長
町 長

夏場を迎え、営業にも大きなマイナスになると思いますが、対策はあるのでしょうか。

以上、2問質問します。

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 西田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「休園となっている一宮幼稚園の今後の活用について」申し上げます。

在園児の減少により、令和5年度末をもって一宮幼稚園と天方幼稚園を休園としておりますが、議員御指摘のとおり、休園の状態が長く続けば維持費や施設老朽化の問題が生じてくることとなります。

しかしながら、昨年度末に休園となったところであるため、まずは、森町における公立幼稚園のあり方、方向性を決定した上で、休園幼稚園の今後の活用のための検討を行う必要があると考えております。

休園となった後の活用方法につきましては、本年度に開催する「公立幼稚園のあり方検討会」において、中長期的な方向性を決定していくことと併せ、休園している幼稚園の活用についても検討していくこととしています。

また、本年度、「森町こども計画」に併せて策定する「第3期子ども・子育て支援事業計画」において、新たな教育・保育施設の必要性の検討や、子育て支援に関する場としての活用の検討をしていくことを予定しております。

これらの検討の結果から、小中学校跡地利活用において進めてきた手順を参考に、休園後の公立幼稚園につきましては、まずは、教育・保育施設や子育て支援の場としての活用について検討し、次の段階として広く意見を伺いながら方向性を決定していくよう、進めてまいりたいと考えております。

次に「吉川(太田川)の濁水問題解消について」の御質問にお答えいたします。

一点目について申し上げます。

太田川につきましては、町の中心部を南北に流れ、町民の憩いの場であり、また小中学校の校歌にも、流れも清き太田川が登場するなど、町のシンボリック的存在として、たいへん重要な河川であると認識しております。

太田川の濁水問題につきましては、平成21年の太田川ダム供用開始以降、徐々に顕在化し、アユ釣りはもちろん川遊びや景観などにも影響を及ぼしている状況であります。

濁水の原因が全て太田川ダムに起因しているのではないとしても、ダムの建設以前と建設以後の河川状況は、様変わりしていることは事実であります。

また、近年の気候変動の影響もあり、昨年度、24時間雨量が100ミリメートルを越えた大雨の回数は6回あり、こうした大雨のたびに濁質を含んだ流入水がダム湖に流入するという状況でありました。

さらには、令和4年9月の台風15号や令和5年6月の台風2号による豪雨により町内では多くの箇所が被災し、太田川や三倉川においても護岸決壊等が多数発生し、現在も復旧工事を実施中ですが、河川内で土砂等を掘削したりする過程で、濁水が生じているところでもあります。

令和5年度は、太田川でのアユ釣りに関して、太田川漁業協同組合におかれては、災害復旧事業を最優先とするため、遊漁は断念するという苦渋の決断をされたところであります。

太田川漁業協同組合の活動は、遊漁のみならず、水質調査や河川美化、さらには環境教育として、町内外の小学生にアユの放流体験を実施するなど、太田川、ひいては水の大切さを伝える活動もしておりますが、濁水問題が長期化する中で、漁協としても非常に厳しい運営状況となっていることも承知しております。

太田川ダムに起因する濁水を改善すべく、平成27年8月に第1回太田川ダム濁水対策検討会が立ち上げられ、令和5年度末まで

に計10回の濁水対策検討会が開催されております。

検討会のメンバーは学識経験者、地元代表者、関係機関、行政関係者から成り、事務局は静岡県袋井土木事務所河川改良課及び静岡県河川砂防局河川企画課となっております。

濁水対策検討会において、出された意見や提案に基づき、これまでに様々な対策がとられてきました。

ダム上流域では濁度計の設置、崩壊法面对策、ダム湖での対策としましては、早期濁水放流、定期的な貯砂ダムの土砂^{しゅんせつ}浚渫、ダム下流域では礫間^{れき}浄化装置やダム直下の減勢工の清掃など、ろ過設備の設置や清掃管理、河川環境調査等を実施してまいりましたが、抜本的な対策とはならず、今日に至っているのが現状であります。

このような中で、昨年8月には県知事に対して濁水の早期解消につきまして、直接要望を実施したところ、本年1月の第10回濁水対策検討会におきましては、ダム本体の施設改修案が示されたところであります。

太田川ダムの濁水原因といたしまして、ダム湖に流入してくる土砂の土粒子が非常に細かいため、沈降速度が遅く、ダム湖内に長時間滞留すること、さらにはダム湖内で水温の異なる層が形成され、ダム湖内では対流が促進されにくいといった特性があるためでございます。

改修案の内容といたしましては、現在ある選択取水施設から濁水の放流量を増やすための設備改築を行うものであり、現行の放流量の約4.5倍程度の放流量が可能となる改築計画であります。

ただし、これにはダム設備の改修に伴う調査や工事の施工計画、治水計画の見直し、ダムの共同事業者である静岡県企業局との協議・調整、工事費の負担など多くの課題もございしますが、この改修案は太田川の濁水解消に向け効果のある対策であると考えますので、引き続き県及び袋井土木事務所に強く要望してまいります。

その他にもこれまでに効果が見られると判断されました早期濁

水放流や躍層低下放流などは、今後も継続して実施していただくよう働きかけてまいります。

一方で、太田川ダムの機能といたしまして、洪水調整機能があり、令和4年台風15号においては、吉川水位計にて約54センチメートルの水位低下、令和5年台風2号では、約37センチメートルの水位低下に寄与しました。

また、ダム湖内にて流木を捕捉させることで、昨年発生しました橋に流木が流れ着き、河川水をせき止めたことで、道路が決壊した災害を未然に防止するという治水効果にも期待するものであります。

町といたしましては、ダムの防災上の治水効果はそのままに濁水の早期解消を図るよう関係機関との連携を密にし、遠州の小京都森町のシンボルであります、清流太田川の流れを取り戻すべく必要な対策を強く要望してまいりたいと考えます。

なお、一般質問におきましては、「企業局との交渉はどうなっているか」という問いでございますが、企業局というよりはダム管理を担当している県交通基盤部及び袋井土木事務所への要望となることを御承知おきください。

二点目の「アクティ森における吉川の濁水問題に関する対策」について申し上げます。

なお、アクティ森の事業においては、吉川と呼んでおりますので、吉川として答弁させていただきます。

議員御案内のとおり、夏の時期の吉川には、川遊びを楽しむため、多くの観光客が訪れております。

また、アクティ森にも、夏の時期に多くの観光客が訪れ、カヌー体験やサップ体験、敷地内の小川にて行っているアユのつかみ取りなど、吉川を活用した体験を楽しんでいただいております。

実績といたしまして、カヌー体験は、令和4年度において425艇、令和5年度には令和4年9月に発生した台風15号の影響により、カヌー13艇が流されたことで実施できませんでしたが、令和

6年度は5月末日時点において92艇の御利用をいただき、サップ体験は、令和5年度から開始いたしまして87艇の御利用をいただいております。

また、施設内でのアユのつかみ取り体験は、令和4年度において4,022匹分、令和5年度においては3,881匹分の御利用をいただいております。

また、吉川の畔にあるバーベキュー広場では、年間を通じてバーベキューを楽しんでいただいております。

現在は、食材から道具、炭まで全てをアクティ森で用意をする「手ぶらでバーベキュー」と、お好みの食材や器材を持参して楽しむ「場所貸しバーベキュー」のメニューを用意し、お客様の要望に応じ、対応をしております。

実績といたしまして、令和4年度において339組2,866人、令和5年度において278組3,691人、令和6年5月末日時点において67組898人の御利用をいただいたところでございます。

濁水につきましては、吉川での川遊びを楽しみに訪れる観光客の減少や、アクティ森の体験メニューであるアユのつかみ取りの際に、子供たちがアユを見つけることが困難になるなど、夏場が繁忙期となるアクティ森の経営において、大きなマイナス要因となるほか、飲料水が濁るなど衛生面での影響が出ております。

また、吉川や太田川の清流は、遠州の小京都森町を構成する重要な要素であるため、河川環境の保全是、森町において重要な課題と認識しております。

濁水対策として、昨年8月に県庁を訪問し、県知事へダム放流水の濁水解消のため、具体的な施策を実施していただくよう要望書を提出しております。

また、平成27年8月より組織されております「太田川ダム濁水対策検討会」には、町に加え、アクティ森も参加し、濁水解消に向けた検討を重ねております。

アクティ森での濁水対策として、飲料水の濁りを解消するため、

浄水器を設置したほか、職員による井戸や浄水器等の清掃作業を実施しております。

その他、川遊び等河川の使用は、自由使用が原則であり、自己責任で遊んでいただくことが基本ではありますが、安全面での対策として、川遊びの注意事項を記載した看板を設置し、来場者に注意喚起を実施しております。

しかしながら、アクティ森では濁水問題を解決することはできないため、安定した経営の実現に向け、川遊び以外に陶芸やバーベキュー、レストラン等の利用促進や各種イベントの開催等、自主努力をしているところであります。

また、「太田川ダム濁水対策検討会」等を通じて、県に対し、濁水解消に向けた施策の実施を要望していくとともに、井戸等の清掃作業や川遊びに関する注意喚起等、アクティ森で実施出来る対策を継続して行ってまいりたいと考えております。以上申し上げまして答弁いたします。

議長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) それでは、一宮幼稚園のことをまず質問いたします。

長く親しんできた一宮幼稚園です。

地元の人たちも休園になってしまったということで、非常に寂しいという声が聞かれます。

隣の愛光園のお年寄りの皆さんも一緒に遊ぶときもあったりして残念な思いがあるのではないかと思います。

最近ですけども、一宮幼稚園の利活用について地域から要望が出されたように聞いているのですが、担当課に届いているのでしょうか。

もし届いているようでしたら、差し支えなければどんな内容で要望が出たのか、教えていただければと思います。

議長
健康こども

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝 比 奈 礼 子 君) 健康こども課長です。

西田議員の御質問にお答えいたします。

一宮地区の連絡会長から直接健康こども課に令和6年3月25日に要望書が提出をされました。

その要望内容につきましては、令和5年度に休園する一宮幼稚園の敷地及び施設を貸し出し、保育園又はこども園を運営する事業所を探していただくことを要望しますというような内容でございました。

要望の理由としましては、いくつか書かれておりますけれども、一宮地区は田園地帯が広がって子育てには良い環境ですと、幼児教育の施設がなくなることは今後の人口減少につながらないかと危惧しますということで、一宮幼稚園は県道40号線沿いであって、通勤路として利用している親世代は多くいると思います、一宮地区の幼児数が減少している中ですが、地の利と風土、地域とのつながりを最大限生かしていけば私立保育園又はこども園を呼び込む条件は整っていると思いますということで、この要望となっております。

先ほど言ったように3月25日に提出をされまして、特にその後回答をいただきたいというようなお話ではございませんでしたけれども、その場で内容の確認をさせていただいて、その場でお答えできることを少しお伝えさせていただいておりますが、まず新しい保育園、それから認定こども園を新たに作るということについては、今のところ町の考えはございませんというところです。

それにつきましてはその段階ではそうですけれども、今後森町の公立幼稚園のあり方検討を含めて検討していく中にはありますけれども、それと今後新たに保育園や認定こども園が森町に必要なのかどうかということについても検討しなければいけない。

子供の数が減ってる中で、そういう新たな保育施設が必要なのかどうかということについてはなかなか難しいのではないかとということで今後検討いたしますとお答えさせていただいております。以上です。

議 長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 答弁にもございましたように、町民にお話を聞く中では隣に愛光園がある、またその愛光園もこの近隣市町で保育園やこども園を運営しているということで、愛光園にそういったものを運営できないかということをやったらどうだというようなこともちょっと聞きました。

ですので少し愛光園に尋ねまして、一般論ですけども、現実、子供が少なくなっている。

そして、建物がちょっと古く、そして場所が狭すぎる。

それと最近の保護者は、新しいところや綺麗なところへ子供を入れたい。そういう要望が非常にあるということで、このまま一宮幼稚園を借りるとか、それを新たに使うとかいうのは難しいのではないかというような、これは一般論でおっしゃったと思いますけども、確かにそれを聞くと、遊具とかそういうものはそうなってます。

建物もちょっと狭いという感じはしますけども、なるほどなど。そういうようなことを感じました。

ですので、これから町がどう維持管理、また活用をどうするかというのを検討する上でも、あまりいい方向にはいかないのではないかなと私はその話を聞いてちょっと感じました。

ですから、例えば愛光園さんのお年寄りの人たちと交流ができるような、建物も取っちゃって広場的にするとか、そういったものしか使えないのかなという、一般論ですけども、お聞きした上ではそう感じたわけです。

それでこれは一つの参考、行政がこれから検討していく上で参考にはなるとは思いますが、いやもっとこういうやり方ありますよということがあれば、一宮住民としてはもう今の施設を使っただけで、賑やかさがまた戻れば非常に嬉しいわけですけども、その辺を町が今後どれぐらいの期間をかけてどうしていくかという計画性はあるのでしょうか。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

西田議員の御質問にお答えいたします。

活用については、答弁の中でもありましたように今年度幼稚園のあり方検討会、それから「森町子ども計画」関係の策定委員会の中である程度の方向性を決めていきたいなと考えているところでございますので、まずその結果、どこまで、どの期間でというところについては、今のところまだ具体的には決まっておりません。

ですので、今年度の結果を受けて今後どういう形がいいのかということについては、やはりまだ議論が必要かなと思っております。

それから施設の利活用の関係ですけれども、新たに認定こども園や保育園を作るということはなかなか難しいと感じておりますし、ただその施設の利活用、何もしないのかとなるとそこについてはまだこれから、例えば子育て相談の場であるとかそれから療育の場であるとかというところに活用していくという方向性もあるのではないかなというところは考えております。

しかしながら、その施設も昭和61年3月に改築されてもう38年が経過しているところでございますし、多少雨漏り等をしているということから老朽化も進んでいくと思われまますので、なかなか活用が進んでいかない中では建物をなくすということもあるのかもしれませんが、今の段階ではまだそこについては、言及できないかなと思っております。以上です。

議 長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 良い方向性に持っていただけいただければと思います。ぜひお願いします。

太田川ダムの濁水の関係ですが、これ、ダムの貯水状況とちょうど雨の後だったものですから水を出していました。

こう見ても水が緑なので、どっちが山なのか、このような感じ

で濁っています。

ここに看板がございます。「美しい川が次代を育てます」と。
看板が泣いています。

そのような感じで本当に濁りがひどいということです。

これは雨の後で水を出してるときで川の濁りが分かるわけですが、土日は澄んでいました。

澄んでいるのですが、魚の影は全然見えないという状況です。
非常に残念です。

2023年の6月頃に1回、漁協の皆さん、そして今お話のあったように昨年夏に要望を県に出したということで、何か25億の予算が10年間かけてこの濁水を解消するために、計画されるということですが、2019年に八千代エンジニアリングが濁水対策をいろいろ検討したようです。

ホームページを見させてもらいました。

しかし、抜本的な対策はもう全くできない、現状把握にとどまっているようです。

それで、私はもうこの状態であるならば、やはり漁協やアクティ森もそうですけど、補償問題が浮上してくると思います。

そういった補償問題、そして資源の保護対策、資源保護は濁水が解消されないと、もう魚も住めないという状況ではどうしようもないわけですが、全国のダムで多かれ少なかれこの濁水問題があります。

なかなか解決しないという中では、補償をさせるというのも一つの地元に対する対策と言っていいのか分からないですけど、やはり解決しないなら補償してほしいという声も出てくるわけです。

そこら辺は町として補償させるというようなことは考えることができるのかどうか、それをちょっとお聞きします。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁の中で、昨年8月に県知事宛に要望しておるということでしたが、この中で営業補償ということにつきましてもちょっと触れておりました、特に観光施設のアクティ森、コテージ等でございますが、こちらではその濁水の影響で浄水器の設置や利用客へのペットボトルでの対応をしたとかアユの放流中止による釣り客の減少と営業収入の減少がありますということを一応訴えた上で、町に補償というよりはまずは漁協さんに金銭的な補償というものができませんかということで、その点につきましては、その要望の中で知事にはっきりと申し上げております。以上です。

議 長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) あそこは鍛冶島ですか、アユの友釣り用のおとりアユを売っているところがありますけど、そこでちょっとお聞きしたら、土曜日・日曜日、水がとても綺麗ですけど、買いに来た人いますか、一人来ましたと言っていました。

そういった個人でやっているところというのは、漁協とどういう関係があるか私ちょっと分かりませんが、補償対象にはなるのですか。

議 長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

自分でもはっきりしたことはちょっと申し上げられませんが、今議員がおっしゃってるところは、下問詰でおとりアユ販売してるところかなと思います、多分そちらのアユというのは漁協さんから買われてるのではないかなと、ちょっと想像ですのではっきりとは分かりませんが、そうだと思いますのでその問題について、はっきりした答弁というのはちょっとできかねますので御承知おきください。以上です。

議 長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) それで、これは担当課からお話は全然な

かったのですが、昨年10月4日に、遠州水道、新寺谷浄水場で水道水の異常な臭気、臭いが発生したというのが出てました。

これプランクトンによる臭気物質が検出をされたそうです。
2-MIB（メチルイソボルネオール）、そしてジェオスミンという物質、これは太田川ダムの濁水が原因のようです。

この水道水に軽減策として、活性炭を今注入をしているそうです。

これは水道課では把握していたのでしょうか。

議 長
上下水道
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

（ 小 坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

西田議員のダムの水が補償の対象になるかということで、上下水道課として内容は承知しているかということの質問でございます。

こちらにつきましては、遠州水道の受水市町の水道担当課長会議におきましても議題に上がっておりまして、内容については、一部承知をしているところであります。以上です。

議 長
11番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 人体に影響はないということですが、これが先ほど県の対策として10年間をかけて、24、25億の予算がついているということを知っているのですが、今後10年間もかけてやってる間ずっと濁水を取水し続けて、活性炭をずっと入れていかなければいけないということになるわけですが、それが町民が飲む水道水で本当にいいのかどうかということもちょっと問われてしまうのですが、いかがでしょうか。

議 長
上下水道
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

（ 小 坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

西田議員の今後についての御質問にお答えします。

太田川の濁水対策としましては現在検討されております。

先ほどもお話にもありました設備の改修についても、確かに今後、調査や設計工事費の負担等が懸念されているところではあり

ます。

こちらの費用につきましても、おっしゃられるとおり今後、受水費に含まれることも考えられております。

このため遠州水道を受水しております市町と連携いたしまして、県企業局から随時情報収集をしつつ、協議をいたしまして、構成市町の負担が最小限となるよう、経営努力等による費用上昇の抑制を求めていく考えでございます。以上です。

議 長
上下水道
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 上下水道課長。

(小 坂 一 郎 君) 上下水道課長です。

水質に関しましてですけれども、事務局としましても当然、上水道として問題のないことで対応、対策をとっていくということで伺っておりますし、こちらの水質についても報告を受けております中では、上水道として問題のない検査結果で上水道を受水をしているというところで、今後も注視していくところでございます。以上です。

議 長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 何回も言うようですが、県が25億のお金を今後10年間かけて予算化して対策を立てていくということですが、町がどうのこうのできる問題ではないので、先ほど言ったように、補償そして今の水道水が安全安心で飲めるような水道水を供給してもらわなければいけないわけですが、最後に太田川ダムの計画取水量、計画したときの取水量と、今現実各市町が消費する水道量、それはかなり差が出てきているのではないかと思います。分かれればその計画水量がいくつで、今、実際袋井や森町が取水する量というものがあると思いますけれども、ちょっと分かれれば教えてください。

議 長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ダム建設時当初の計画取水量というのは自分では把握しておりませんが、今、日当たりの契約水量というのは1日当たり8,500

立方メートルということで、それが基本契約水量になってございます。以上です。

議長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) おそらく袋井も磐田も計画からかなり節水意識も高まって、少なくなってると思います。

極端なことを言えばこの太田川ダム、結局、利水と洪水と二つの役目を持っているわけですが、この濁水が本当に今後もう10年、20年かけて25億かけても解決しないと、もうずっと駄目ということになりますけども、利水に関しては、今の寺谷浄水場は新と旧と二つあるわけですが、もう十分一つで間に合うというような状況になっていく可能性もある。

そういう中で、もう洪水対策、治水、利水、治水を目的としたダムに変えるということも、もう他にないではないかなと、極端なことは言うとは私思っているのですがどうでしょうか。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

先ほど町長の答弁の中で申し上げましたのは、選択取水設備の放流量増強ということで、濁った水を早くダムの外に出すというような目的で改築をするということで、これはあくまでも一つの手段ということで、これは本当に効果があるかどうかという検証をした中でこれから進めていくということでございます。

これが終わりではなくて、これがもし駄目だった場合は、その後の対策、清水バイパス、濁水バイパスという2本の対策案というのが示されているわけでございますけれども、もし、今回のこの選択取水設備の改築がそれほど効果がないとなれば、もう少し抜本的なバイパス関係の整備を行っていただくように町から県に要望していくという流れかと思えます。以上です。

議長
議長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午後 2時54分 ~ 午後 3時 5分 休憩)

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番、川岸和花子君。

質問は、一問一答方式です。

登壇願います。

5番議員

(川岸和花子 君) 5番、川岸和花子でございます。

通告のとおり、以下の質問1問をさせていただきます。

1、地震など大災害発生時の町民救済への準備について。

安心・安全、災害に強い地域、防災力の高い町づくりの観点から質問いたします。

今年1月1日に発生した能登半島地震は大きな被害をもたらし、いまだ復旧も思うように進まない状況であります。

いつ発生してもおかしくない、南海トラフ巨大地震と避難せざるを得なくなったときの町民を守るための準備について伺います。

1、能登半島地震では、断水による水の補給や下水トイレについても問題になりました。

上水道について、災害で使用できなくなったときを想定して、どのような対策をしておられるでしょうか。

下水道が敷設されている地域について、災害で使用できなくなったときを想定して、どのような対策をしておられるでしょうか。

2、災害関連死が問題になっており、特に体力的に弱い人への配慮が必要だと思いますが、要配慮者に対する対策は。

3、各町内会の自主防災組織の活動は大変重要な役割を担うと想像できますが、具体的な対策で意識喚起をしているかどうか。

4、仮設住宅と二次避難としての対策を考えられているかどうか伺います。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) 川岸議員の「地震など大災害発生時の町民救済への準備について」の御質問にお答えいたします。

一点目の「能登半島地震での断水による水の補給や、下水・トイレについての問題」について申し上げます。

初めに、「上水道について災害で使用できなくなった時を想定してどのような対策をしているか」でございますが、能登半島地震により石川県では、被害の大きかった珠洲市や輪島市など、能登半島北部を中心に最大でおおよそ11万戸が断水しました。

自衛隊を含め全国各地から応急給水活動の支援があり、本町からも4回にわたり計12人が応急給水活動に参加いたしました。

これらの応急給水活動において、一部地域では配水池の水位が低下したため、応急給水の水が不足したことが報告されております。

本町におきましては、森町水道事業基本計画(平成16年策定、平成28年更新)に基づき、「強靱^{じん}な水道」という観点から、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化により、施設の健全性を保ち、災害に強い水道を目指すこととしております。

この整備の一つとして、配水池の増設及び耐震化を、重要な施設整備事業として計画し、実施しております。

本町内には、北部・南部・西部の三つの配水池があり、平成23年に耐震診断を実施しております。

この三つの配水池につきましては、全て耐震性を有していることを確認しておりますが、昭和54年度に竣工^{しゅん}いたしました北部配水池、昭和51年度にしゅん工^{しゅん}いたしました南部配水池につきましては、屋根ドーム部分の経年劣化が進んでおり、地震時に崩壊のおそれがあり、貯水への影響が懸念されるとの結果でした。

このため、北部及び南部配水池につきましては順次増設・耐震化の整備を進めており、北部配水地につきましては、令和4年度、令和5年度の2年間で増設工事を完了し、今年度には既設配水池の改修工事を予定しております。

今後、南部配水池につきましても、北部配水池と同様に、大規模地震にも対応できるよう増設・改修工事に取り組んでまいります。

また、断水の大きな原因としましては、水道管の破損による漏

水があげられますが、こちらの対策といたしましては、令和元年度に策定いたしました管路更新計画に基づき、下水道事業整備による更新と併せて、耐震管若しくは準耐震管に順次更新しております。

今後も計画的な老朽管の更新により耐震化率の向上に取り組み、配水池の増設・改修工事と併せまして災害に強い水道施設の整備を行い、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

なお、災害により上水道が使用できなくなった場合の対策では、地域防災計画における給水計画として、飲料水の確保が困難な地域に対し、給水期間、給水場所を事前に同報無線や広報車等により住民に周知し、給水車で給水拠点へ運搬給水を行うことになっております。

避難所には、個人用の給水袋やポリタンク、500リットルの給水コンテナなどが保管され、2トンの容量の非常用給水タンクも設置しております。

また、各自主防災組織における、非常時の給水手段では、プールや耐震性防火水槽等から、ろ水機を使用し飲料水を供給することになっておりますので、これまでも、ろ水機の管理につきましては自主防災会により行っていただいておりますが、今後も発電機や可搬式ポンプなどと同様に管理をお願いしてまいりたいと思っております。

次に「下水道が敷設されている地域について災害で使用できなくなった時を想定してどのような対策をしているか」についてでございますが、下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題や交通障害の発生ばかりか、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。

議員御質問の災害で下水道の使用が停止した場合の対策につきましては、下水道整備区域内を含めたすべての指定避難所のトイレは、森町地域防災計画において「森町震災時し尿及びごみ処理対策マニュアル」により、避難所における1日当たりのし尿処理

量から仮設トイレの必要数を定めており、現在予備も含め166基の組み立て式の仮設トイレを備蓄しております。

各避難所の防災倉庫には5基の仮設トイレが配備されておりますが、必要に応じて拠点防災倉庫から各避難所に運搬することになっております。

し尿処理については、衛生面を考慮し2日から3日に1回は運搬・処理を行うこととし、「災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する支援協定」に基づき、有限会社森町衛生社へ支援協力を要請することになっております。

避難所の仮設トイレ等の問題につきましては、過去の大きな震災において多くの課題が浮き彫りとなっており、特に衛生面でトイレの使用を控え体調を崩す避難者も多くいるとの報道等もあり、トイレの環境面での課題が大きな問題となっております。

能登半島地震で有効とされたのが簡易トイレや携帯トイレといわれており、1回の使用ごとに燃えるゴミとして処理するため衛生面で有効な手段と思われませんが、備蓄数の問題もあるため仮設トイレとの併用など運用面での検討が必要であると考えております。

なお、自宅避難者でトイレが使用できない場合も、簡易トイレや携帯トイレが有効であると考えられるため、これまでも各家庭での飲料水や食料の備蓄については呼びかけてまいりましたが、過去の震災でもトイレの問題が第一に重要であるということを教訓に、携帯トイレなどの備蓄についても町民に呼びかけていきたいと思っております。

二点目の「災害関連死が問題になっており、特に体力的に弱い人への配慮が必要だと思いが、要配慮者に対する対策は」について申し上げます。

まず、災害関連死の定義について申し上げます。

災害関連死とは、災害による直接の被害ではなく、避難途中や、避難後に死亡した者の死因について、災害との因果関係が認めら

れるものをいいます。

死因といたしましては、肺炎などの呼吸不全、脳血管障害、心臓病が多いものの、幅広い事例が災害関連死と認められております。

災害関連死は、持病がある人が定期的な内服ができなくなることによる持病の悪化、トイレ環境が悪いことによる水分の摂取控え、適切な食事の提供ができないこと、精神的なストレス、運動不足、居住環境の変化等から、脳卒中や心筋梗塞、肺炎等を発症するリスクが高まって起こると考えられております。

災害関連死を防ぐには、避難所の環境改善や適切な医療提供、要支援者の避難先把握、幅広い健康支援が大切だと考えられます。

避難所の環境改善では、トイレ・食事・ベッドの整備と改善が重要であり、状況に応じて、要介護者等については、福祉避難所の利用を進めていくことが必要であります。

適切な医療提供は早期から災害医療派遣チーム(ディーマット)の受入れを行い、必要な処方や応急処置等を実施してまいります。

要支援者の避難先把握は、避難行動要支援者リストの登録をすすめ、避難所であればその人の把握が可能であります。車中泊や別の場所での避難等、把握ができない場合には身近な人や地域の協力が必要となります。

健康支援では、災害時健康支援マニュアルを作成し、発災後から概ね2か月後までの期間において救護所や避難所、自宅等での被災者の健康調査や情報収集、健康相談、衛生管理、心のケア、予防教育、医療チームとの連携を実施していくこととしております。

また、他県、他市町村からの保健師チームの派遣があり、その受入れを実施することで、必要な健康支援が可能となります。

これらのことを踏まえて、平時から要配慮者に対する対策として、各町内会長さんと各地区民生委員・児童委員さんの御協力をいただき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成してお

ります。

ここで防災上の要配慮者とは、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ、傷病者及び外国人等、避難や支援に特段の配慮が必要とされる人とされております。

このうち、災害時に自ら避難が困難な在宅の人で、特に避難行動に家族以外の支援を要する人を避難行動要支援者として把握し、避難行動の円滑かつ迅速な確保を図り支援を実施するため、御本人の同意を得て、名簿を作成することとなっております。

さらに、個々に適切な支援が実施できるよう可視化するための個別避難計画を作成することとされており、現在森町では避難行動要支援者名簿登載が329人に対し314人の個別避難計画が作成されております。

これら避難行動要支援者名簿と個別避難計画は、各町内会長さんと各地区民生委員・児童委員さんに毎年6月頃から9月頃にかけてそれぞれのお宅を訪問しながら、内容を見直していただいております。

地域防災計画にも示されている避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成することで、避難が必要とされた場合、自らでは避難行動が困難な人々に適切な支援を届ける体制が整えられるわけですが、実際の支援では支援者として名簿に記載されている隣近所の人を始め、身近な人々、顔を見知った人々に支援者となっていただきますので、平時からの良いコミュニケーションが大変重要であります。

毎年それぞれのお宅を訪問していただくのも大変なことと存じますが、行政の職員でなく、身近な存在である各町内会長さんや各地区民生委員・児童委員さんが、記録の内容確認と併せて、要支援者の人々と互いにお顔を見て、声を掛け合いながらコミュニケーションを図っていただく大切な機会でもあると考えております。

三点目の「各町内会の自主防災組織の活動は大変重要な役割を

担うと想像できるが、具体的な対策で意識喚起をしているか」について申し上げます。

自主防災組織への意識喚起につきましては、例年、梅雨の時期に入る前に各自主防災会の役員をはじめ、学校関係者等にも御出席いただき、旧中学校区単位で防災連絡会を開催し、防災講話や避難所運営訓練などを実践し、自主防災組織の役割について御説明させていただいております。

特に「共助」の点では、災害が発生し一定期間避難所を開設する場合は、避難所の運営を行政から自主防災組織に引き継いで担っていただくことになるため、自主防災組織の協力は不可欠であります。

そのほかの対策としましては、毎年、土砂災害防止月間の6月に県の砂防課や町の建設課、防災課が連携し、土砂災害の危険のおそれのある町内会を選定し、自主防災会や地元消防団が中心となって、町内会の緊急避難場所である公民館への避難訓練や防災講話を実施し、防災意識の高揚を図っております。

また、防災資機材の整備に関しまして、指定避難所の備蓄品や資機材の整備を町が行うのに対し、各自主防災組織の防災資機材については、自主防災組織資機材整備費補助金制度を利用し整備を行っていただくよう周知し、防災資機材の充実を図っております。

なお、大雨や台風などによる被害をできるだけ少なくするためには、行政の対応とともに、「自助」として町民の皆様が自ら行動していただくことが重要になってまいります。

町では、今年度の事業といたしまして、浸水被害に備え、町民自ら土のうを作製していただくため、役場敷地内に土のうステーションを設置いたしましたので、準備が整い次第、町内回覧等で発信し、多くの町民に御利用いただきたいと思います。

議員御発言のとおり、災害時において自主防災組織の役割は大変重要であり、「公助」だけでは限界があるため、「自助」、「共

助」を実践し、力を合わせることで地域防災力の一層の向上が図られると考えます。

今後も町が実施する防災訓練等において自主防災組織との連携を強化してまいります。

四点目の「仮設住宅等、二次避難としての対策を考えられているか」について申し上げます。

二次避難につきましては、一度避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を一定期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものでありますが、特に、一般の避難所では生活が困難な障がいのある人や医療的ケアを必要とする人等の要配慮者を受け入れる場合、二次避難先として福祉避難所等がございます。

この福祉避難所につきましては、現在、10の町内福祉施設に福祉避難所開設の協定を結んでいただいております、被災時には、それぞれの施設の被災状況を確認しつつ、要配慮者の受け入れを要請していくこととなります。

町内福祉施設での受け入れ可能人数は、面積での計算上は全体で287人となりますが、各施設における備蓄品の数量や従事者の状況により受け入れ可能人数が制限されるため、避難にあたっては、福祉的トリアージとして優先順位を確認し調整していく必要がございます。

この他、災害時における要配慮者の受け入れ先として、豊田合成株式会社とは、町の指定避難所における集団避難が困難な障がいのある人等の福祉的避難先として、森町寮(サンヒルズ森)の施設の一部を一時避難所として利用する協定を締結しております。

また、本町からも障がい児が通う静岡県立袋井特別支援学校とは、校庭や体育館等を災害時に要援護者の避難施設として使用する覚書を締結しております。

今後は、協力施設の拡大と、受け入れ人数の拡大、また、そのために必要な福祉施設への支援等を検討し、少しでも多くの人の生

活の安全確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、災害救助法が適用され、大規模災害により住家を失い、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、県が提供する応急的、一時的な「応急仮設住宅」につきましては、空き地にプレハブ等を建設し、被災者に提供する「建設型応急仮設住宅」と、空き室となっている民間賃貸住宅を借り上げて、被災者に提供する「賃貸型応急住宅」の2種類がございます。

本町の応急仮設住宅の対応は、「森町地域防災計画」により「建設型仮設住宅」については、必要戸数を313戸とし、公有地等を利用した建設可能用地及び戸数を、町営グラウンド敷地に120戸、北戸綿第1公園敷地に54戸、天竜浜名湖鉄道遠州森駅駐車場敷地に28戸、天竜浜名湖鉄道遠江一宮駅西側敷地に12戸、天竜浜名湖鉄道遠江一宮駅東側敷地に4戸、旧天方小学校グラウンド敷地に88戸、合計6か所、306戸を建設可能戸数として、必要戸数に対して建設可能戸数が不足する分につきましては、学校敷地内のグラウンド等を検討することとしております。

また、「賃貸型応急住宅・公営住宅」については、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとしております。

町営住宅の利用については、大規模災害により被災した住宅困窮者に対して、被災者の自立した生活の開始を支援することを目的として、令和4年9月に「森町災害による町営住宅の目的外使用に関する要領」を定め、使用期間を原則3か月とし、町営住宅の一時的利用を可能としております。

令和4年9月の台風第15号による災害では2世帯4人、令和5年6月の台風第2号による災害では3世帯7人が、一時的に天宮団地に入居され、そのうち台風第2号により被災された1世帯2人につきましては、県の災害復旧工事完成の遅れにより、現在も入居されております。

また、令和6年能登半島地震被災者への町営住宅の提供としまして、天宮団地2戸の提供を公表しております。

避難所生活から二次避難もしくは仮設住宅への入居等については、避難者の被災状況や健康面、家計状況、住まいの再建支援の必要性等を考慮し、進めてまいりたいと考えております。

今後も二次避難の対策につきまして、計画の精査や現況の把握に努め、緊急性等を考慮し、迅速に対応できるよう努めてまいります。以上申し上げまして答弁いたします。

議長
5番議員

(吉筋恵治君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子君) では、上水道の点からまいります。

北部配水池が新しいものが増設されまして、第二常任委員会でも視察に行っております。

また、それと合わせて排水管の老朽化の布設替えも併せて行っておられまして、配水池については大きな事業でありますし、この老朽管の布設替えも大変お金のかかることですので、開始以来上げていなかった水道料金も見直して値上げをしているという状況です。

この北部配水池についてですけれども、これはもう何年も前から大きな地震が来たときには必要だということで計画されてきたと思うのですが、その見学に行かせていただきますと、今現在の古い配水池があつて、その隣に新しい配水池が建設されたということで並んでいるのですけれども、この後は古い配水池の天井の部分が落ちないように、これから新しくするという計画だということまで伺っておりますが、その2個並んでるといふどういう仕組みで、災害のときはどう活用されるのかということ伺いたしたいと思います。

議長
上下水道
課長

(吉筋恵治君) 上下水道課長。

(小坂一郎君) 上下水道課長です。

川岸議員の再質問にお答えいたします。

配水池の改修、増設工事の詳しい内容についてということで理

解して、再質問にお答えいたします。

配水地の有効容量につきましては、水道施設設計指針によりまして、1日最大給水量の12時間分に、消火水量を加えたものとされております。

従前の今までの北部配水池の貯水容量1,500立方メートルは7時間から8時間程度の容量であるため、新たに1,000立方メートルの貯水容量を持つ配水池を増設し、合計貯水容量2,500立方メートルで14時間を超える容量となりました。

今後計画されております南部配水池におきましても、同様に900立方メートルの貯水容量を持ちます配水池を増設し、既設の1,500立方メートルと合わせまして2,400立方メートルの貯水容量となる予定でございます。

また、配水池は点検、清掃、修理等維持管理面を考慮すれば、二つの施設以上にすることが望ましいとされていることから、北部・南部配水池ともに2施設による運用といたしました。

各配水地につきましては、地震時の揺れを感知する地震加速度計と排水管等の破断による大量漏水を検知する排水流量計により強制的に排水を止める緊急遮断弁を設置してございます。

被災時には、この緊急遮断弁が自動的に排水を止める仕様となっております。大量漏水による貯留水の流出を防ぐ構造となっております。

本年度の北部配水池改修工事、今後計画されております南部配水池増設及び既設配水池の改修工事を完成してました暁には、南北各配水地、それぞれ2基の配水池のうち、それぞれ1基につきましては、先ほど御説明しました緊急遮断弁を完全に閉塞することなく、少量を排水することにより、被災直後の火災発生等に対する災害対策用水量を確保いたします。

南北それぞれもう1基の配水池の緊急遮断弁につきましては、完全に排水を遮断いたしまして、被災後の飲料水を確保する計画となっております。

議長
5番議員

これにより、被災後の応急給水用の貯水容量は、南北配水池合わせまして2,500立方メートルとなる予定でございます。

耐震化計画等策定指針によりますと、地震発生から3日までは、一人1日当たり3リットル、10日までは20リットル必要とされておりますが、南北配水池合わせまして2,500立方メートルは森町の人口の1週間以上の応急給水用の貯水容量となります。

両配水池ともに、給水車への直接直結給水が可能な給水港を設置してございますので、当町の給水車をはじめ、自衛隊を含め、全国各地から応急給水活動の支援で来ていただいた給水車等により、被災直後から、両配水池を利用しての給水活動が可能となる予定でございます。以上でございます。

(吉筋恵治君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子君) 今の御説明でその地震が実際起きたときは、緊急遮断弁が閉じてそれも全部閉じるわけではなくて、大量に流出するのを止める、また適切な量は流すという素晴らしい仕組みになってるなと思いました。

そして、また森町の人口を賄える水また消火用の水量も考えておられるということも伺って、すごく水の点で安心できるなと思います。

今、北部配水池ができる場所ですけれども、今後も南部配水池を作っていくかということで、非常に意味があるなと思いました。

それで今回この質問を立ち上げた理由は、やはり町民で能登半島地震を見て森町はどうなっているんだという御意見をたくさん伺うようになって、それでこういう質問をしているわけですが、その能登半島地震では消火栓が破断されて使えなくなったということで火災が止められなかったという惨事がありました。

なので今回その火災消火用の水も確保してあるということですが、それをどう対応するのか、またその他に対策はしてあるのかということをお伺いします。

議 長
防 災 監

(吉 筋 恵 治 君) 防 災 監。

(小 澤 幸 廣 君) 防 災 監 だ す。

川 岸 議 員 の 御 質 問 に お 答 え し ま す。

消 火 栓 が 破 断 ・ 損 傷 し た 場 合 の 対 応 で ご ざ い ま す が、消 防 の 水 利 と し ま し て は 耐 震 性 の 防 火 水 槽、ま た 河 川 の 水 利 と い う も の も 水 利 と い た し て い ま す の で、そ ち ら で 消 防 の 水 利 と い う も の は 確 保 し て い き た い と 考 え て お り ま す。以 上 で す。

議 長
5 番 議 員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川 岸 和 花 子 君。

(川 岸 和 花 子 君) 消 火 ・ 消 防 用 の こ と も 考 え ら れ て い る と い う こ と で 受 け 取 り ま し た。

次 に、そ の 下 水 の 施 設 が 壊 れ た と き と い う こ と を 申 し 上 げ た い の で す け れ ど も、下 水 施 設 が 壊 れ て 使 え な く な っ た と い う こ と で、今 ま で の 東 日 本 大 震 災 も 阪 神 淡 路 大 震 災 の と き も、や は り ト イ レ が 非 常 に 汚 か っ た、不 衛 生 に な っ た と い う 問 題 が あ り ま し た。

そ し て こ の 能 登 半 島 地 震 に お き ま し て も 飲 み 水 も そ う で す け ど、や は り 排 水 に 非 常 に 困 っ た と い う お 話 を 伺 っ て お り ま す。

や は り 人 間 で す か ら 仮 設 ト イ レ が 来 る ま で に、ト イ レ に 行 き た く な る わ け じ ゃ な い で す か。

そ う す る と、も う 1 日 2 日 来 な か っ た ら も う あ ふ れ か え っ て し ま う と い う こ と で、そ う い う 避 難 所 に 行 っ て い た 人 が ト イ レ に 行 か な い と か 気 分 が 悪 く て 食 欲 が 出 な い 等 々 で 弱 っ て い く か ら、先 ほ ど の 話 に あ っ た 関 連 死 と い う よ う な 話 に も つ な が っ て い く わ け で ご ざ い ま す。

そ れ で 要 配 慮 者、高 齢 者、障 が い 者 は、町 で 避 難 行 動 要 支 援 者 名 簿 を 作 っ て い る と。そ し て、個 別 計 画 を そ れ ぞ れ に 作 っ て い た だ い て、民 生 委 員 さ ん や 児 童 委 員 さ ん だ け で は な く て、近 所 の 人 や 自 分 が 頼 れ る と 思 っ て る 人 を 巻 き 込 ん で の 計 画 と い う こ と な の で し ょ う か。

こ の と ころ の 目 的 等、詳 し く 教 え て い た だ け た ら と 思 い ま す。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 福 祉 課 長。

福祉課長

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成については、近所の人や民生委員・児童委員等の御協力いただいて、どのような作成になっているかというところかと思えます。

答弁の中にもありましたとおり、避難行動要支援者については要配慮者の中でも介護度が3以上だったりとか、障害者の手帳も1・2級を持っていらっしゃるということ、絞り込んで対象を考えているところではございます。

また、そういった人については避難の際、配慮しなければいけない、個別の事項がたくさんございます。

どの部分に障がいがあるのかとか、こういったところにこの人の特性があるのかとか、コミュニケーションをとる方法は何なのかとか、お使いになっているお薬はどういったものでこれはどの頻度でお使いにならないと健康に支障が出るのかとか、そういったことをそれぞれ書き記したものが個別避難計画になります。

どれだけ大勢の人がこの地域に避難の際に助けを必要とされているのかというところが名簿で把握ができ、その中でもそれぞれの方がこういった部分に配慮しながら避難行動を実際しなければいけないのかというのを関わってくださる人により理解していただくよう可視化したものが個別避難計画になります。ここには支援をしていただく人、それから連絡先等のお名前を寄せていただくことになっております。

御近所付き合いが薄い人になりますと、どなたに頼んでいいんだろうということもございます。そういった場合に我々のところでは、とりあえず例えば町内会長さんとか民生委員さんとかされてしまうと、町内会長や民生委員がどれだけ身を割いても、いろいろなところで一度には向かえませんので、そういったことのないように、それぞれの人に一番近くで少しでも支援ができる人を支援者としてお名前をいただくようお願いをしながら、そうい

ったお話は個別によっていただきながら町内会長さん・民生委員さん御理解のもと計画書を作っていただいて、こちらで一定期間に御提出いただきながら、内容の確認をさせていただいて、福祉課といたしましては、12月の地域防災の訓練のときにお役立ていただけるよう11月くらいまでには整備をして、またお返しをするというようなサイクルでこの整備を行っているところでございます。以上です。

議長
5番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) よく分かりました。

やはり要配慮者の避難というのは非常に大切だと思いますし、まず避難するとしても福祉避難所ということが先ほど出ましたけれども、そちらはおそらく老人施設であるとか、今実際稼働している施設に入ることになると思うのですが、被災したら全員が被災していることになるので、みんながパニックになってるところでそういう介護や支援が必要な人を受け入れるというのもそんなたくさんは受け入れられないと想像します。

ということは、どうしても福祉避難所に行かないと命が助からないような人以外は、やはりまずは避難所に行ってもらい、健常者が集まるような避難所に行ってもらいということになると想像するんですけども、やはり被災しているストレスもありますし、避難所での生活の変化としてのストレスもありますし、不便さもそうなので、やはりそれでも一時避難所に行ったときに要配慮者というのは特に配慮しなきゃいけないだろうと思います。

その他にも、やはり女性とか子供とか今回の震災のときもそうですが、授乳を見られたとか、そういう被害もありましたので、そういう要配慮者、例えば女性だけが入れる公民館をここはもうそれ用にしてしまうとか、ここは配慮の必要な人が利用する、町内会のここの公民館をもうそのように分けてしまうなど、そういう活用を実際にいざ今地震が来たときにそういう大変な人に配慮するための仕分けという計画をしていかなければいけないと思う

議長
防災監

のですけれども、その点はどうか考えられますでしょうか。

(吉筋恵治 君) 防災監。

(小澤幸廣 君) 防災監です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

避難所において要配慮者への別の施設であったり部屋であったりそのような配慮は考えているかというような御質問かと思いますが、先ほどの答弁でもありましたように、梅雨前の5月に防災連絡会というものを開催しております。

その中で自主防災組織の人に避難所の運営訓練というものも行っていただいております。

その中で実際に様々な人が避難に来る、例えば病気、熱がある人とかペット連れてこられた人とか、いろいろなケースを想定してその自主防災組織の人等が考えながら避難所のどこに配置するかということを実際行っていただいております。

その中でそういう要配慮者につきましては、実際は広いフロアに避難していただくことになるのですが、学校とかの施設は特別教室とか、そこも避難施設、避難所の一部としていますので、そういう人については教室とか別の部屋に一時避難してもらって一般の人と離して、一般の人と違う場所で一時避難してもらってかそういうことも考えながら、訓練を行っているところでございますが、今のお話のようにそういう人についてはそういう配慮をしていくような考えでおります。以上です。

議長
5番議員

(吉筋恵治 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 女性や子供等に対する配慮はいかがでしょう。

議長
防災監

(吉筋恵治 君) 防災監。

(小澤幸廣 君) 防災監です。

川岸議員の再度の質問にお答えします。

女性や子供についての配慮ということでございますが、避難所の備蓄の中では仕切りもございましてそういった面で個々のプ

ライバシーというか、そこら辺を確保していくということもごさいます。

役場職員が避難所の運営を行う地区防災班は二人ですので、地区防災班だけでは運営はできないので、最初は地区防災班と自主防災組織でやっていただいて、その後自主防災組織に引き継いでいくというような形で考えておりますけども、一番は避難所に来る人というのは様々な人がいますので、デリケートな面というものもありますので、これは課題の一つですけども、自主防災組織に女性がいらっしゃいますと、男女共同参画ということでそういうことも言われてますので、今後そういうことも女性が入っていただくことで、そういう配慮の面で考えていただく女性目線での目というのが一つ考えられますので、こういうことも今後自主防災組織の連絡会で伝えていけたらなと今のところそういう考えでおります。以上です。

議長
5番議員

(吉筋恵治 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) この能登半島地震のときの経験者のお話で、やはり女性が自治会に入っていないとか運営に携わっていないことで、例えば女性用下着であるとかということが全く生かされずに倉庫に眠っていたみたいな話を伺ったので、やはり必ず女性目線の人が入るような配慮は必要だと思います。

ただ、自主防の避難所の運営訓練をされているということで町内会長、特にうちの大門町内会などは毎年変わりますし、やはり何の知識もないところでしっかりと運営をする方法、マニュアルであるとか勉強であるとかというのは必ずしていかなければいけないと思います。

それがやはり共助につながる、先ほどおっしゃってた自助・共助・公助、つい公助依存をしてしまう意識を持っているのですが、そこを変えていかなきゃいけないと思っているので、そういう地域主導での避難所運営の啓発に意識を持っていただけたらなと思っております。

そして共助のところが地域の助け合いなのですが、自助というところで先ほどトイレの問題が出ましたけれども、自助というのは自分で生き延びるために自分で努力して生き延びるための準備をするということで、こういう啓発のものを、お金のかかる提案で申し訳ないのですが、町として配ったらどうかなというものを用意いたしました。

先ほどおっしゃってた携帯用トイレ、これは結局、今あるトイレが下水が流れなくなったところにトイレの上にゴミ袋のようなものをかぶせて、用を足してそこに凝固剤を入れて、くるんで捨てるというものですけれども、これ自体数百円の物ですので、例えば配るといっても携帯用トイレ自体も知らない人もおられると思いますし、地震があつてやはり備蓄だとか、避難用のバックを用意したりというということも人それぞれ個人によつてもものすごい準備してる人もおられれば、全然やってない人とかその辺の差があると思いますので、こういう実際の物を手にすることで、そういう防災意識が生まれるのではないかと思いました。

もう一つは自治体ワークスという雑誌に載ってたんですけれども、井村屋のようかんで「えいようかん」というのですけれども、5年間保存ができてお茶碗1杯のカロリーがあつて水がなくても食べれるのです。

アレルギーフリーと書いてますけど、子供も持って食べられる、またお年寄りも食べられる。被災したときに甘いものがほつとするとということです。

場所も乾パンみたいに場所もとらなくて、本当に小さいもので御飯1杯のカロリーが取れるということで、この見本の西宮市では防災ネットに誘導する自分たちのパッケージをデザインしてもらつて、そのQRコードで防災ネットに入ってもらつという目的で作られているのですが、こういうものも実際配られると5年間保存が利きますし、数百円のもので実際その物を手にすることで、危機意識が持てるのではないかと思います。

もう一つの提案は黄色いハンカチ、これは被災したときに我が家は安全ですよと自分の家の前につけておくというようなことですが、これも一軒一軒配ることで実際自分は何かあったら安全、もう自分たち家族は大丈夫ですよ、他のところを助けに行ってくださいという意味で、自分の家につるすというようなものを町で配布したらどうかなど。

トイレ、えいようかん、黄色いハンカチ、今3種類挙げましたが、やはり実際に町民が手にすることで意識が目覚めると思うのですがいかがでしょう。

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

携帯トイレをはじめとしてそのような備蓄食料、また黄色いハンカチ、これは孤立集落等で安否不明者の安否を知らせるようなものだと思いますけども、そのようなものを町で配布するということはどうかという御質問でございますが、まず携帯トイレにつきましては議員御発言のとおり、災害時個人個人で1回ごとに処分できるものですので、衛生面でも非常に有効であるということは先ほどの答弁でも申しましたが、認識をしているところでございます。

町で配布するという場合は平等に全世帯に配布する必要がございますので、トイレにつきましては特に配布数も際限がないということで一人当たり何個必要なのかという問題もございます。

携帯トイレは、下水道整備地域以外の地域につきましては、合併浄化槽とか単独浄化槽汲み取りとかの処理を行っているということで水道が停止しても井戸水などで水を用意していれば、水を流して浄化槽に処理できるということもございますので地域によってもこの処理方法も異なるということでございます。

個人に配布する場合ということでございますが、やはり個人消費というものにつきましては、町の考え方としましては備蓄食料

議 長
防 災 監

や飲料水などと同じ考えで、やはり個人で備蓄していただくという考えでございます。

自主防災組織の補助金につきましても、現在自主防災組織の資機材に対しては対象になりますが、個人で保管するものというものは現在のところ対象外としております。

あくまで自主防災組織のもののみということで、ここの補助金についても該当にはならないということでございます。

いずれにしましても、携帯トイレ、備蓄食料、また黄色いハンカチも含めまして個人で御用意いただくものについては、今後も町として個人での備蓄というものを呼びかけていきたいと思っております。以上です。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) ただいま防災監から、個人の備蓄については個人にお願いしたいという趣旨の答弁でございましたけれども、各家庭の必要数を全て町が配布をするというのは、防災監の答弁にあったようになかなか予算立ても難しいものでありますが、今回の能登半島地震の状況を見ても、やはりまずは各御家庭での飲料水、あるいは食料、非常食の備蓄というものが重要であるということがよく分かりますので、各御家庭での備蓄を促す意味で「こういったものがありますよ」という紹介程度の個数を配布するということについては、当然今お話を伺って、幾らぐらいの価格なのか財政的な財源があるのか等々検討しなければならぬところはありますけれども、そういった備蓄を呼びかける啓発品として配布するという方法もあろうかと思っておりますので、その点については検討をさせていただきたいと思っております。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) 防災に関してはやはり個々の意識が違々と思っておりますので、そういう意味でも今御紹介したようなものは紹介するだけでも意味があると思っておりますので、ぜひ御検討いただけたらと思うところであります。

では最後にもう一点だけ質問させていただきます。

能登の震災でもいろいろな理由で車中泊というか、自分の家が怖いから車で泊まるとか、またペットを連れてるから車で泊まるとか、ストレスになるから避難所ではなくて車に泊まるとかということが結構あったということですが、それに加えてここで地震が起きるとおそらく津波とかから逃れて、多分山間部に来られるのではないかと、また原発の不安から山間部にこちら側に向かってこられるのではないのかということのを想像して、車中泊のスペースを確保しなさいということも国から言われてくるとは思うのですが、そういうことは考えておられるでしょうか。

議長
防災監

(吉筋恵治 君) 防災監。

(小澤幸廣 君) 防災監です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

車中泊用のスペースは確保しているかという御質問でございますが、各避難所には駐車場もございますが、全部で約5,000人と想定してありますが、どのぐらいの車の数であるとか、そこら辺はちょっとスペースを確保してるかといったら、そこはまだ地域防災計画の中では考えていないところでございます。以上です。

議長
5番議員

(吉筋恵治 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) おそらく車が来て混乱するだろうというのが想像できるのですが、考えていった方がいいのではないかなと思います。

先ほど豊田合成さんが福祉避難所として協力していただける、また袋井特別支援学校さんが協力していただけるという協定を結んでいるということですが、今30社ほどの協定をされてるかと思いますが、私が見てるのは前の年度なのでそれ以降で協定を結んでいる会社が増えているかどうか伺います。

議長
防災監

(吉筋恵治 君) 防災監。

(小澤幸廣 君) 防災監です。

川岸議員の御質問にお答えします。

各事業所との協定で約30社以上ということで新規の協定を結んでいるかということでの御質問だと思いますが、現在30以上の協定を結んでいるところがございますが、新しいところでいいますと、災害時における物資供給に関する協定、株式会社ナフコと結んでいたり、三協フロンティアというような仮設住宅というかそういういった事務所みたいな仮設のそういうものを扱っている業者、また最近では杏林堂と協定を結んでいるといったように現在30以上、正確な数字は今申し上げられませんが、最低35～36は協定を結んでいるところがございます。

それ以外に事業者だけではなくて自治体の協定もありまして、磐田市・袋井市・森町の中遠地域であったり、豊橋市とか三遠南信地域16市9町14村の協定であったり、北海道森町とも協定を結んだり、市町村間の相互応援協定というのを結んでいるということがございます。

いろいろな応援内容となっております。以上でございます。

議長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午後 4 時 7 分 ～ 午後 4 時 1 5 分 休憩)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に、引き続き一般質問を行います。

1 番、増田恭子君。

質問は、一問一答方式です。

登壇願います。

1 番議員

(増 田 恭 子 君) 1 番、増田恭子です。

通告書に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

(1) 茶業振興について、森町は上級茶の産地として知られ、古くから続く茶商も多く、和菓子や陶芸等のお茶にまつわる産業も盛んです。

また、歴史文化の面においても、森町の茶業はなくてはならない基幹産業です。

消費者のニーズの変化によりリーフ茶の需要が減り、茶価の下

落に歯止めがかからないと言われるようになってから何年も経ちます。

今年も5月19日の静岡新聞に「県産一茶記録的安値」「生産者悲鳴「続けられぬ」」の記事が載っていました。

価格低迷だけではなく、高齢化や後継者不足、近年では肥料価格高騰・燃料費高騰と生産者にとっては大変厳しい局面だと思われれます。

「遠州森の茶」「急須でお茶を飲む町づくり」を今後も守り続けていくために、早急な取組が必要と考えます。

そこで、以下の点について伺います。

①第9次森町総合計画、基本の柱4（1）活力が持続できるまちをつくるの中の茶業振興についての進捗状況を伺います。

②生産者減少に歯止めをかけるための具体的な施策は考えているか。

③生産農家に対して町独自の補助事業等はできないか。

④お茶を使った新たな商品開発や茶産地ならではの観光等に取り組む考えはあるか。以上となります。

（吉筋恵治君）町長、太田康雄君。

（太田康雄君）増田議員の「茶業振興について」の御質問にお答えいたします。

一点目の「第9次森町総合計画基本の柱4（1）活力が持続できるまちをつくるの中の茶業振興についての進捗状況は」につきましては、議員御案内のとおり、第9次森町総合計画において、「基本の柱4 産業振興～活気あふれる産業のまち、施策の基本方向（1）活力が持続できるまちをつくる」において、「施策の方向1）農業の振興」に茶業振興事業を掲げているところでございます。

この茶業振興については、品質の向上や茶園の共同管理の推進、加工用等ニーズに合った低コスト製造技術の普及、高付加価値化の推進、輸出に向けた生産体制の確立を図ることとしており、町

議 長
町 長

と遠州中央農業協同組合、生産農家、森町茶商組合を中心とした森町茶業振興協議会において、関係団体が連携し、本町の茶業振興に取り組んでいるところでございます。

本町の茶業の現状といたしましては、令和2年農林業センサスの数値でございますが、茶園面積が約202ヘクタール、茶生産農家130戸となっております。

本年度の一番茶の取引数量につきましては、遠州中央農協森町茶取引所の取扱数量は83トンとなっております。

また、参考までに、静岡茶市場の5月末時点の状況でございますが、県内産一番茶取扱数量は959トンとなっております。

茶生産につきましては、農業用機械や荒茶工場の新設・更新について、多額の費用がかかることから、議員御案内のとおり、茶価の低迷が続いている現状においては、設備投資へ費用をかけることが厳しい状況でございます。

こうしたことから、茶生産農家を支援するため、国庫補助事業である産地生産基盤パワーアップ事業を活用した、茶工場の改修、乗用型の管理機及び生葉運搬コンテナの導入、さらには、三倉、天方、薄場地区を対象とした県単独事業の中山間地域農業振興整備事業や森町山村地域茶業振興事業を活用した、乗用型コンテナ式茶刈機や乗用型複合管理機の導入に対し、補助金を交付することにより、森町北部の茶業振興を図っているところでございます。

また、県営事業を活用し、農道整備等茶園の基盤整備を図っているほか、天方地区におきまして、解散した天方茶農業協同組合の茶工場を株式会社結いまーるが産地生産基盤パワーアップ事業を活用し取得し、一宮地区におきまして、解散した一宮茶農業協同組合の茶工場を株式会社一宮が茶産地構造改革事業を活用し取得し、それぞれ荒茶の製造を継続するなど、森の茶の生産を持続化する取組を推進しているところでございます。

二点目の「生産者減少に歯止めをかけるための具体的な施策を考えているか」について申し上げます。

茶生産農家の減少の要因につきましては、消費者ニーズの変化による需要の減少、それに伴う茶価の低迷、近年の原油高騰等による肥料や資材の高騰による生産コストの増大等の影響が考えられます。

このような要因は、社会的背景や経済状況の影響を大きく受けており、一朝一夕に解決できるものではございませんが、「遠州森乃茶」の更なるブランド向上による茶価の向上や付加価値の高いお茶の生産による収益の向上、高騰する肥料や資材等経費面での支援、高効率な機械の導入補助等様々な角度からの支援を検討し、「遠州森乃茶」を守り続けていくため、生産者、茶商組合や遠州中央農業組合等関係団体と連携し、茶生産農家の減少に歯止めをかけるため、生産活動が維持できる施策を検討してまいりたいと存じます。

三点目の「生産農家に対して町独自の補助事業等はできないか」につきましては、繰り返しになりますが、茶生産を続ける茶生産農家が抱える課題は、消費者ニーズや茶価の低迷や肥料、資材等の高騰など様々でございます。

こうした多面的な課題を解決するには、様々な角度からの支援の検討が必要であると考えております。

これまでの基盤整備事業の推進や、設備投資への支援、肥料や資材高騰に対する支援のほか、例えば、国内需要に応えるための高付加価値なお茶の製造や若者など新たな需用を開拓するための商品開発、海外への販路拡大への取組等への支援等、森町茶業振興協議会の中で生産者の意見や茶商の需要等を聞き取りながら、生産者に対しての町独自の補助事業を検討してまいりたいと存じます。

四点目の「お茶を使った新たな商品開発や茶産地ならではの観光等に取り組む考えはあるか」でございますが、近隣市町においては、茶園にテラスを設置し観光客を呼び込む取組やお茶のほかスイーツ等を取り扱う店舗やカフェの出店などの取組がみられま

すが、町内の事業者につきましても、東京都で人気のカフェとコラボしたスイーツや抹茶を活用した茶そばといったお茶を活用した商品開発、そしてインバウンドをターゲットにした体験型現場見学ツアーに取り組んでいるところでございます。

また、森町茶業振興協議会では、和菓子に合うお茶としてPRに取り組んでおり、お茶に合う和菓子と同時にお茶を宣伝することで、お茶と和菓子が共に売れていくという相乗効果を目的とした取組も実施しております。

そして、令和5年度におきましては、NHK大河ドラマ「どうする家康」に関連した観光誘客事業として、森町体験の里アクティ森において、戦国夢茶会と題したお茶と和菓子を提供するイベントを実施し、森町茶商組合や森町菓子組合と連携し、「戦国夢茶」や「戦国夢饅頭」といった新商品を開発し、観光誘客にもお茶を活用して取り組んでおります。

お茶に限らず、和菓子やとうもろこし、治郎柿といった農産物など特産品を活用しながら、森町への観光誘客につなげる取組を継続していくとともに、お茶は森町における重要な資源であると考えておりますので、茶業振興を推進していく面からも継続してまいりたいと存じます。以上申し上げまして答弁といたします。

議長
1番議員

(吉筋恵治君) 1番、増田恭子君。

(増田恭子君) 再質問をさせていただきます。

先日、令和6年4月17日に森町茶業者大会が開かれたということで伺っております。

これに関しては茶業に関わる人たち、参加者大体50人ぐらいということで聞いておりますけれども、こちらには町長も産業課も出席をされていると思いますけれども、この講師の静岡県立大学茶業総合研究センターの中村先生による遠州森の茶、より活性化するためにはという講演、そういうお話もあったと伺っています。

こちらに関して茶業関係者たちということなので、茶商組合さんとか生産農家さんとかになるとは思いますけれども、どのような

人が参加をされたのかというところを教えてくださいたいと思います。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの増田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

茶業者大会の出席につきましては、生産農家、それから茶商組合が出席ということで、あとは事務局ということで産業課が出席をしております。

また生産者の関係で遠州中央農協さんも出席をしていただいているということでございます。以上でございます。

議長
1 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 1 番、増田恭子君。

(増 田 恭 子 君) こちらスライドの資料ですけれども、茶業者大会のときの資料ということで、ちょっと産業課さんをお願いをして、お借りをしました。

見ての通りというか、皆さん御存知のように、生産量が減っているというグラフになっております。

ちょっと私気になったのが、このグラフですけれども、これによりますと令和15年の予測だと思いますが、生産農家さん23軒というようなグラフになっております。

このところに関して多分町長も振興協議会の会長でいらっしゃるったり、あと担当課さんも実際に話を聞いたと思うのですが、そのときのこの先の森町の茶業に関しての推移をどのように受け止めてらっしゃるかというのを再度お聞かせ願えればと思います。お願いします。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 増田議員の再度の御質問についてお答えをさせていただきますと思います。

今示されているとおり、前回の講演の中で先生から、資料の中で令和15年には23人ぐらいに農家数が減ってってしまうのではないかというようなお話もありました。

実際に人数を見ていきますと、現在のところですが、認定農業者が町の中で67人いらっしゃるわけですが、その中でお茶以外にも、お茶と水稲とトウモロコシとかというような形の中でお茶に関わる認定農業者、現在30人が認定農業者として茶の経営をされています。

ただ認定農業者が今30人ということで、今後10年間で自分の経営をこうしていきたいという目標を立てている人が今30人ということでございますので、認定農業者でない人もそれぞれの茶農協、それから個人でやられてる人もいらっしゃいますので、ちょっと正確な実人数はお伝えはできませんけども、状況としては令和15年にはもう少しお茶に携わる生産農家がまだいるのかなということは、私個人としては思っているところでございます。

ですので、どのように受け止めているかということでございますけども、実際にお話を聞いた中でこういった推移が出てきておりますので、できるだけ森町のお茶を守るということで生産農家に対してどのような今の状況であるとかということも茶業振興協議会の中で話を出しながら今検討しているところです。

どうしたらお茶をやめてしまわずに今後も茶業を継続していただけるかといったのことに、どのような方策があるかということをお茶業振興協議会幹事会の中で皆さんに今どうしていったらいいかということで投げかけをしている状況でございます。以上です。

議長
1番議員

(吉筋恵治君) 1番、増田恭子君。

(増田恭子君) 茶業振興協議会の中でということで、今課長の御答弁がありました。

認定農業者、お茶に関わる人が30人ほどということで、それ以外には個人でお茶畑を耕作放棄地にしないようにという努力をされてお茶を作ったりとか、この数字に含まれない人というものもあるのかなと思います。

今年始まったことではないとは思いますが、茶業に関

わらずどんどんどんどん第一次産業に従事される人達の件数も減っていると思いますし、その理由としてやはりその仕事だけではなかなか生活がしきれないということで、そういうこともあって農業に従事されている人の高齢化、また担い手不足とかそういうものにつながっていっていると認識しているのですけれども、先ほどの町長からの答弁でいただきました第9次森町総合計画というところが2025年までの総合計画になっているので、またこれを新たに策定をする時期に入っているのかなと思います。

私も少しちょっと農家のこととか農業のことに関して詳しくないものですから、どんなふうに質問をしていけばいいのかというのでちょっと迷うところであるのですけれども、新聞記事とかを見ていると、どんどん生産農家さんが減っていつてしまうんだなというのはなんとなく読み取れたりとかそういう中で森町はやはり先ほどの答弁にもありましたように遠州森の茶というのが基幹産業だと私も認識をしているところです。

森の茶というものが、先ほどの課長が御答弁いただいたこの資料の数字にあるように、お茶を作ってくれる農家さんがいなくなってしまうたら森の茶というものはなくなってしまうのではないかなというそういう危機感を感じておりまして、今もお茶のシーズンでそろそろ二番茶が終える頃かなと思いますけれども、遠州森の茶とか森の新茶とか、そういうのぼり旗を掲げて頑張っているという状況だと思いますが、ちょっと知らないので伺いたいの、森の茶というものの定義が何かあるのでしょうか。

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの増田議員の再質問にお答えをいたします。

森の茶の定義はあるかということでございますが、定義として定められているものは特にはございませんけれども、茶商さんが販売するにあたりまして、袋の後ろ側に国内産であるとか県内産というような表示で、どこで作られたものかというものの表示の仕

議 長
産業課長

方はございますが、どこをもって森の茶という定義かといわれますと、そこについて細かいところについては特にございません。以上です。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) ただいま産業課長から答弁をいたしました。森の茶について行政として規定を設けているわけではないということで、ただし茶商さんにおかれましては、定義を持ってその森の茶のシールを貼るのか貼らないのかというところは、定義を持っていらっしゃるのかなどこれは推測ですけれども、そこは今私も認識をしていないところです。

例えば、遠州森の新茶取引所において、取引されるお茶の生産場所についても、森の生産農家さんが町外の茶園で生産、収穫をしてそれを町内の荒茶工場で仕上げるといったような形態もあるでしょうし、また当然お茶はシングルモルトではないので、ブレンドをして最終的には仕上げていく、その過程においてどの程度森町の生産農家あるいは荒茶工場が扱ったお茶が入っているのか、どの程度他産地のものが入っているのかということについては、何かしらの基準があるかと思えますけれども、今お答えできる情報は持ち合わせてございません。

議 長
1 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 1 番、増田恭子君。

(増 田 恭 子 君) 次になりますけれども、隣の掛川市さんも掛川茶の産地ということで取り組んでいる中で、多分森町とも同じような形で段々と従事者が高齢化していくとか、あと後継者がいないとか、そういうことを考えたときに、ちょっと産地掛川というところの、この先それを続けていくためにはどうしたらいいかというような取組というのを今年度から初めて掛川茶フェアトレードという形で策定をしたようです。

今、私が森の茶というものの定義はあるのかとお伺いしましたが、掛川茶の事例になりますけれども、こちら平成31年3月に見直しをされたようです。掛川の場合は掛川茶として販売をす

るのが掛川市内の荒茶工場で生産される荒茶原料を75パーセント以上とするものに限るということではっきりとブランド化をしていこうということで、この取組をされていて、この掛川茶フェアトレードということにつきましては、新聞にも載ったのですが、令和6年5月12日の静岡新聞で新茶を茶商組合さんが市に寄贈したという記事の後半のところ、茶業版フェアトレードを市が推進しているということで記事が載っています。

それで茶業版フェアトレードとは生産者と茶商がパートナーシップを結び、適正な価格形成をする仕組み。掛川市によるとフェアトレードに取り組んでいるのは、今年度から始めたものですが、5月7日時点で32生産者と茶商21社の105組がこのフェアトレードという取組を今年度からされたということでした。

それで私も掛川にこのことを詳しく聞きに行ってきたのですが、そのときに掛川市さんはこの件に関して何か補助を入れるとか、そういうことでどういう関わり方をしたのかというのを聞いてみましたけれども、この件に関して市としての補助というような形はないと。

ただ茶業関係者が一堂に会して、先ほどおっしゃっていた、多分振興会というようなものだと思うのですが、そのところで、お茶に関わる人たち、生産農家さんもそうですし茶商さんもそうです、いろいろな人を一つのテーブルで話をする、その前に掛川は生産者さんにアンケートを取られているようです。

後継者がいるかとか、あとどのぐらいお茶を続けていくつもりがあるかとか、あと経済的なこと、そういうことも生産農家さんへアンケートをとって、それを要は、このままだと茶産地として続けていけないのではないかという危機感を茶業関係者の皆さんで共有をするために、そのアンケートをもとにしてこういう状態というのを共通理解をした上で、この先も茶産地としていくにはどうしていくかというところで話し合いをされたところで、掛川の場合は掛川茶フェアトレードという取組につながったと伺って

きました。

先ほどの答弁でもいただきましたが、森町でもいろいろな使える補助金を活用したりとかして、生産者さんの支援とか、また茶工場の支援とか、そういうことをされていると伺いましたけれども、私も新聞記事でしか知らないのですが、新茶というのは、一番最初の取引の1日目からどんどん価格は下落をしていく傾向だと記事とかにも書いてあります。

そうすると、これでは労働の対価としてはというのでお茶を刈り捨ててしまう農家さんもあったりとかというような話も伺いました。

なので今現在やられている町としての支援の取組、もう少し生産者さんに対しての何か町独自の支援というものを考えていただくことができるかどうかを伺います。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 先に私から少しお答えをさせていただきますが、この掛川茶フェアトレードの仕組みについては生産農家と茶商の間で、言ってみれば契約のようなものを結んで掛川市内の茶商さんが掛川茶を買い支えるというような意味合いだということに私は理解をしています。

このお茶の生産取引については古くからの商慣習というものもありますので、行政がそこに入って調整をするというのは難しさを感じているところです。

当然需要と供給の関係で、生産者荒茶工場から出品された荒茶に対して仕上げを担当する茶商さんが値をつけて購入をするという相対のお取引ですので、どうしても需要と供給、その茶商さんが望む、欲しいと思うお茶があればそれはお茶屋さんが購入するでしょうし、そうではないお茶であれば、そのお茶屋さんには購入しないというそういう商取引になっていると思います。

ではありますが、そういった状況の中でなかなか生産茶農家さんが生産したものが経費を賄うのに必要な価格で取引されないと

なると、これは生産農家さんにとっては生産を維持することが非常に困難となることですので、一方茶商さんとしても遠州森の茶として評価をいただいているものですので、当然茶産地としての必要な生産量、茶産地森の茶の確保したい生産量というものもあるでしょうから、そのこのところでこれまでも茶業振興協議会という形で行ってきておりますけれども、これだけ茶価が低迷してくると1回目の答弁でも申し上げましたように新たな方法も模索していかなければいけない段階にきているということで今年度、茶業振興協議会の幹事会においてまずはそのこと等々について意見交換をしてまいりたいというようにお答えをさせていただいているところであります。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 申し上げます。

本日の会議時間は、森町議会会議規則第9条第1項の規定によって、午後5時までとなっておりますが、議事の都合によって延長したいと思えます。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本日の会議時間を延長することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって本日の会議時間を延長することは、可決されました。

したがって会議を継続します。

1番、増田恭子君。

1番議員

(増 田 恭 子 君) 今町長から答弁をいただきまして、多分町がどのような形でこのことに関与していくかということも難しいことだと思いますし、掛川はこれを買って支えているというよりも計画生産という形で茶商さんとあらかじめ契約という形で買って支えているということで、それをするによって掛川茶というものの生産をしてくれる人たちを、これ以上減らすことのないようにということだと思っておりますが、経済的な面もそうだと思うの

ですけれども、茶業の担い手不足、後継者不足ということに関してですが、例えば移住をしてくる人で山間部とかでお米を作り始めているというような移住者がいたりとか、森町の中でも若い世代が農業をやってみようかというような人も出てきていると思います。

お茶に関しましても、どの作物もそうだと思いますけれども、ただ単にお茶を刈ればいいというだけではなくて、年間通しての茶園管理の仕方とか、肥料の入れ方、農薬のまき方そういうものというのはやはりノウハウというものが、生産者さんの中に蓄積されているものがあって、それを自分の代だけで終わりにするからということで、引き継ぐ相手がいないというのはちょっと残念なことではないかなと思ひまして、例えば町が募集をします地域おこし協力隊を中山間地域になるのかもしれませんが、そちらでお茶の栽培、お茶の生産を手がけていただいたりとか、販売のための商品開発とかそういうようなことで、ちょっとこれやってくれる人に特化して募集をかけるというようなことは考えられないでしょうか。

議長
定住推進課
議長

(吉 筋 恵 治 君) 定住推進課長。

(鈴 木 孝 佳 君) 定住推進課長です。

増田議員の御質問にお答えをします。

地域おこし協力隊の中で、茶業振興に取り組んだ人を採用しようということの御質問だと思いますけども、地域おこし協力隊はそれぞれ町で設定したミッションがございまして、今現在は、茶業振興に取り組むというミッションはございませんけども、今後一つの検討としてこれから考えていくことは可能であるとは思っております。以上です。

議長
1 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 1 番、増田恭子君。

(増 田 恭 子 君) もし、そういうところをやってみたいという人がいらしてくれたらうれしいなと私も思うので、検討をしていただきたいと思ひます。

あとは茶園の景観を生かした観光の事業として今も取り組まれていることというのがたくさんあると思います。

茶商組合さんでも、2月のロードレース大会から始まり、今年は新茶キャンペーンということで4月下旬から5月末まで「新茶で茶チャCHA！」という取組で、森のトウモロコシが当たりますというようないろいろなそれぞれの工夫をして森のお茶というもののPR活動とかそういうことに取り組んでいると思います。

私、生まれ育ちが神奈川県相模原市で、東京都町田市まで徒歩15分というところで生まれ育ちました。

袋井に嫁に来たときに、お茶畑の風景というのがどうしても絵葉書で見るとかテレビの中で見るとかそういう感じだったものですから、お茶畑があるというその風景というのがすごく新鮮で、10年前、今98歳になります実家のおばあちゃんを森町に連れてきたときにも急傾斜地のところの茶畑を見たときに、見慣れてるとそんなに素晴らしい景色にはなかなかならないのかもしれないですけども、やはり見慣れてない人からしてみると、新茶のときの萌黄色というか、新茶の柔らかい緑からずっとお茶の色というその景観というものっていうのは他県からしてみると、やはりなかなかない景色なのではないかなと思います。

先ほど、他市町ではテラスを作ったりとかと町長からも答弁いただきましたけれども、これも掛川になりますが、五明というところの茶畑でもう10年以上ずっと続けてですが、月夜の茶摘み会ということで、満月のとき、星空のもとランタンを掲げて、そこで手積みの体験をやるというような取組があるようです。

私これ最初の頃に、何回か参加をさせてもらったものが今も続いているということですがけれども、今年はどうやら70人、その月夜の茶摘み会というものに参加をされたと伺いました。

お茶を摘むということも、静岡県ならではだったりとかするのかなと手摘みで自分でお茶を摘むという経験・体験だったりとか、そういうことというのを今もされてると思いますけれども、

もうちょっと観光事業と結びつけてと言ったら大げさになっちゃうのかもしれませんが、森町の茶畑を使った集客の方法とかというものを何か具体的に考えていただけたらいいなと思っておりますが、多分それは観光協会といろいろな茶商さんといろいろな人の協力がなくなかなかできないことだと思いますけれども、もう少しこの茶畑のある景色だったりとか、森町の自然豊かなものというのを県内外の人から認識してもらって何度も遊びに来てもらえるようなそういう仕組みができたらと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

増田議員の再度の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

観光と絡めて茶畑の風景等々、ハイキングであったり、そういったことだとは思いますが、以前一度、開催にはならなかったのですが、天浜線を使って一宮のパイロットまで歩いて帰ってくるというようなことを考えたこともありましたので、その時はちょっとうまくいかなかったのですが、そういった提案をされた人もありましたので、またそういった他所からお見えいただく、森町の実際に作っている茶畑を見ていただくということも大変重要なことでは思っておりますので、また今後検討していければなと思えます。以上です。

議長
1 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 1 番、増田恭子君。

(増 田 恭 子 君) 最後の質問になると思いますが、藤江勝太郎さんの功績というものを森町でも大変大事にこの先もしていくということです。

皆さん御存知のように、藤江勝太郎さんと言うとウーロン茶製造というところになると思うのですが、例えば新たな製品として、藤江勝太郎ブランドのウーロン茶は聞くところによると製造の過程が難しいけれども、ウーロン紅茶だったというよう

なことをお茶を作ってる人から伺ったことがあります。

そういう形で一つ一ついろいろなものを活用しながら、森町に今現在あるそういう資源というか、そういうものをコラボさせて活用しながら、ブランド化をしていくというようなことも、そういう取組も大事なのではないかと思います。

もう一点ですが、先ほどの森の茶というものの定義というものは茶商さんの側ではもしかしたらあるというような、産地表示ももちろんしなきゃいけないと思いますので、ただそのこと、遠州森の茶というところというものというようなものを行政も町民も、森で作られたお茶だよというようなもう一度ブランド化の再構築というものも考えていただけたらなと思うのですけれども、その辺りのことを最後にお伺いします。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 今森町にある地域資源、様々なものを活用してお茶の振興につなげていったらいいのではという御提案でございます。

中でも藤江勝太郎氏の功績に関連してウーロン茶というお話でございます。

私もこの森町産ウーロン茶というものについて取り組んでみたいとこういう思いを思っております。

しかしこれも生産農家さんとそれからそれを仕上げる茶商さんとの合意形成がないとなかなか難しいと思っておりますので、その点については、現在、今年度新たな海外市場の開拓というところを重点に茶業振興協議会としても計画をしておりますので、まずはそちらの動きになろうかと思っておりますけれども、ウーロン茶についても全面的にウーロン茶の生産に切り替えるということは適切ではないと思っておりますので、要は茶農家にとって収益向上につながるような取組に対して、ウーロン茶を活用できないかというところで検討をしていきたいと思っております。

それから森の茶のブランドの再構築ということでございますけ

ども、こちらも森の茶のブランドというのは、高級茶としてのブランドであると考えております。

ただ高級茶の市場自体が非常に縮小している中で、高級茶の生産することも求めていかなければいけないし、それだけではなかなか茶農家の収益アップにはつながらないと思いますので、高級茶としての森の茶の生産、そして茶農家の収益アップを図るためには、二茶、三茶、秋冬番といったところの低価格帯の茶の活用について検討しなければいけないと感じているところでありますけれども、いずれにいたしましても茶業振興協議会という組織がございますので、その中で行政、JA、生産者、茶商の皆さんと意見交換をしながら、同じ方向を向いて取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

議長 (吉 筋 恵 治 君) お諮りします。

本日の一般質問は、これまでにとどめ、延会することとし、6月26日午前9時30分、本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

一般質問終了後、条例、補正予算、一般議案に対する討論採決等を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(午後 5 時 8 分 延会)